

令和2年版
(2020年版)

たかさき環境白書

(高崎市第4次環境基本計画 年次報告書)

【令和元年度（2019年度）実績】



高崎市

目次

第1章	高崎市環境基本計画について	
第1節	高崎市環境基本計画策定の目的	1
第2節	高崎市環境基本計画の位置づけ	1
第2章	計画の推進体制と進行管理	
第1節	計画の推進体制と進行管理	2
第3章	目指す姿と実現に向けたまちづくり	
第1節	目指す姿	3
第2節	実現に向けたまちづくり	4
第3節	高崎市環境基本計画の体系	5
第4章	実現に向けたまちづくりに対する施策の展開	
第1節	資源が循環する環境にやさしいまちづくり	
1	適正な排出の推進	7
2	廃棄物の適正処理	16
3	循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備	20
4	環境に配慮した消費生活の推進	21
第2節	良好な生活環境を守るまちづくり	
1	大気汚染・悪臭への対策	23
2	水質汚濁、土壌汚染への対策	27
3	騒音・振動への対策	34
4	化学物質による環境汚染への対策	36
5	生活環境への対策	38
6	放射性物質への対策	39
第3節	地球環境に配慮するまちづくり	
1	地球温暖化対策	42
第4節	緑豊かで魅力あふれるまちづくり	
1	公園緑地の整備、歴史的資産の保全	50
2	里地里山の保全	54
3	自然環境の保全	55
第5節	自ら環境を考え人がつながるまちづくり	
1	環境教育・環境学習の推進	57
2	市民・市民団体・事業者との連携	60

用語集

用語集	64
-----	----

資料編

別冊

第1章 高崎市環境基本計画について

第1節 高崎市環境基本計画策定の目的

本市の環境基本計画は、高崎市環境基本条例（平成8年3月制定）に基づき、環境保全に関する各種施策を展開するため、市における基本的な構想を踏まえ、良好な環境の保全と創造に向けて、総合的かつ長期的な施策の大綱と環境への配慮の指針として策定しています。

高崎市第3次環境基本計画（2008－2017）の計画期間が終了したことから既に始動している「高崎市緊急創生プラン」や市政の長期ビジョンである「高崎市総合計画」との整合性を図りながら、本市が目指す計画として高崎市第4次環境基本計画（2018－2027）を策定しました。

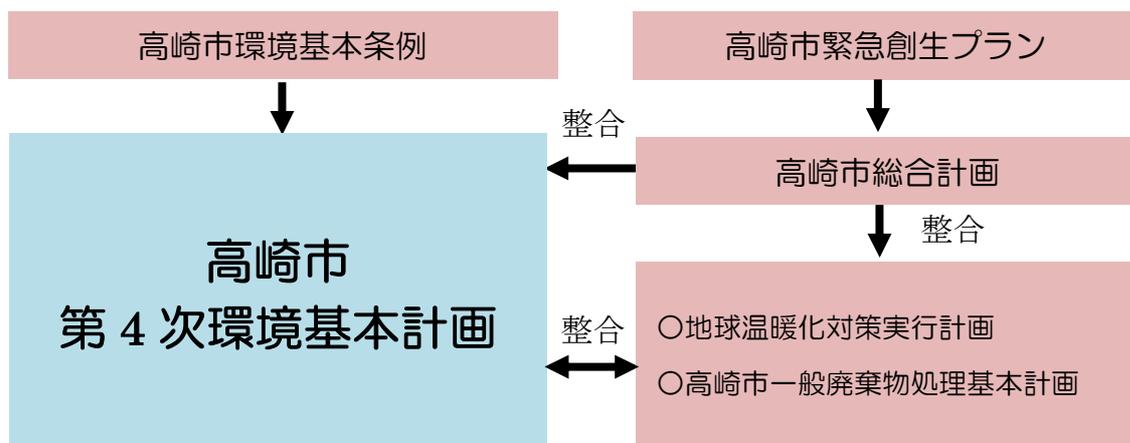
第2節 高崎市環境基本計画の位置づけ

本計画は、高崎市環境基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全及び創造するために必要な施策を計画的に推進していくための計画です。

また、高崎市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、先に策定された高崎市緊急創生プランが始動する「新しい高崎」を側面から支える計画として展開していきます。

より具体的に個別の課題を解決するため、本計画は「地球温暖化対策実行計画」「高崎市一般廃棄物処理基本計画」などの関連諸計画との整合性が図られています。

（環境基本計画の位置づけ）



第2章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と進行管理

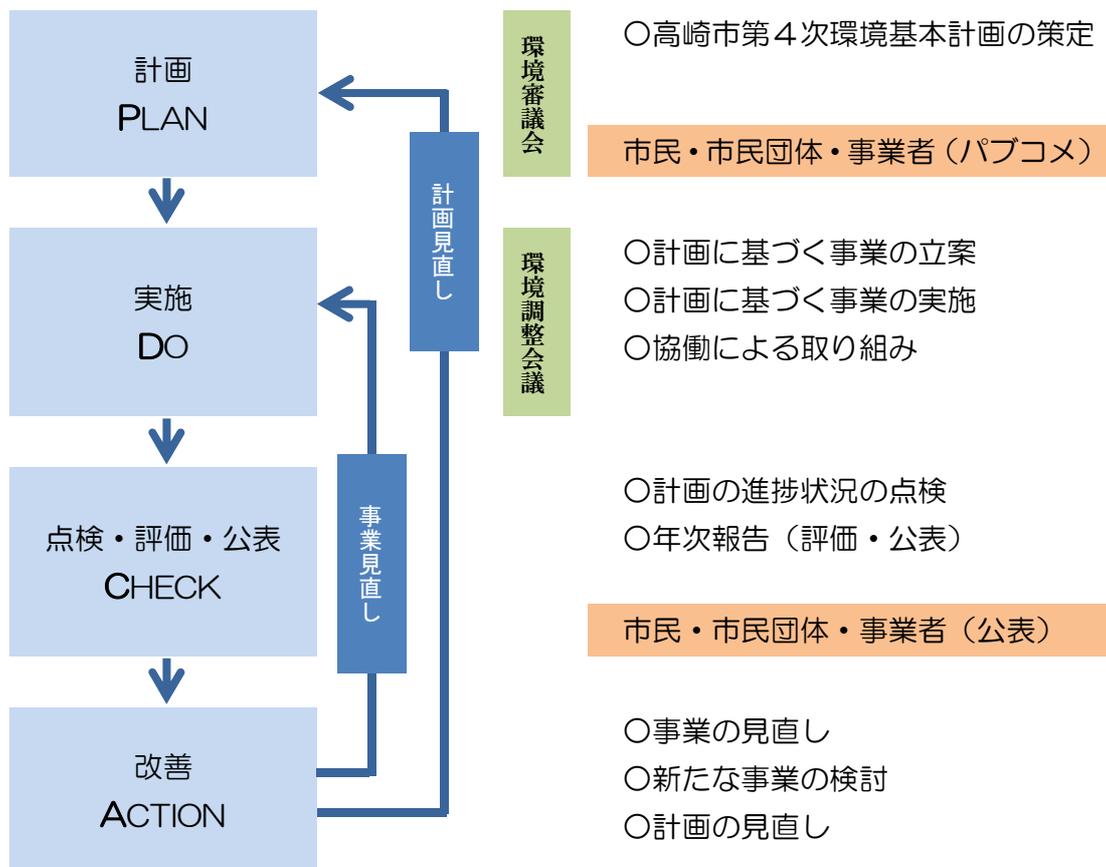
本市の目指す姿を実現するためには、本計画に示された取り組みが効果的に実行され、進捗状況の点検や事業の見直しを行うほか、必要に応じて本計画を見直すことができる推進体制が重要となります。

そのため、下図の環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCAサイクルを基本に進行管理を行います。

なお、高崎市環境審議会は、高崎市環境基本条例第11条に基づき設置し、学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員、公募した市民などで組織され、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を審議します。

また、環境調整会議は、環境基本条例第15条第1項に基づき設置した市の庁内組織で、環境施策の実効的かつ体系的な推進を図るため、総合的な調整を行います。

PDCAサイクルによる進行管理

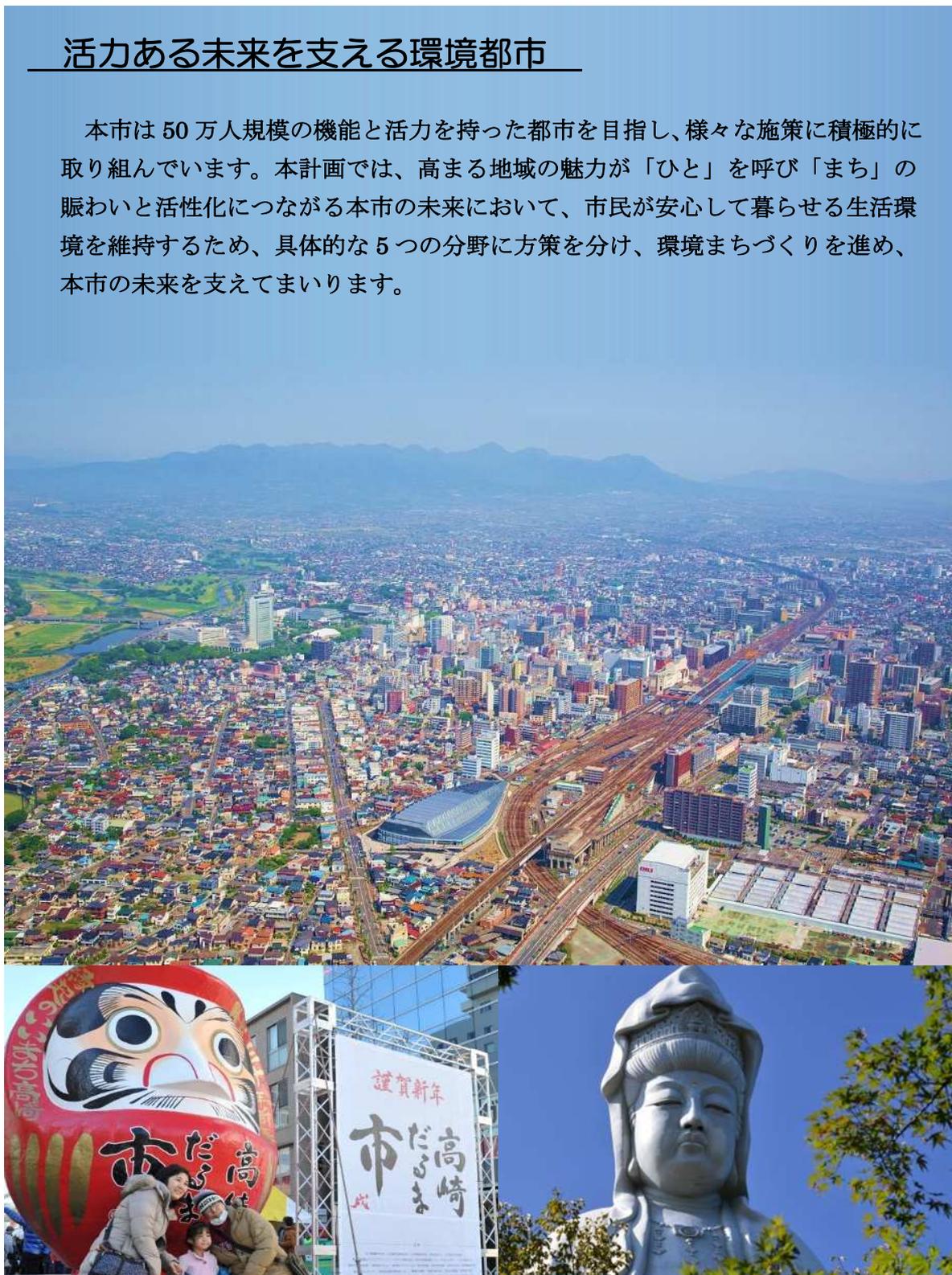


第3章 目指す姿と実現に向けたまちづくり

第1節 目指す姿

活力ある未来を支える環境都市

本市は50万人規模の機能と活力を持った都市を目指し、様々な施策に積極的に取り組んでいます。本計画では、高まる地域の魅力が「ひと」を呼び「まち」の賑わいと活性化につながる本市の未来において、市民が安心して暮らせる生活環境を維持するため、具体的な5つの分野に方策を分け、環境まちづくりを進め、本市の未来を支えてまいります。



第2節 実現に向けたまちづくり

1 資源が循環する環境にやさしいまちづくり

家庭や事業者が排出する廃棄物の資源化を推進するとともに、積極的な排出抑制に取り組み、ごみの少ないまちを目指します。



2 良好な生活環境を守るまちづくり

大気や水、土壌などの生活環境が良好に保たれ、市民が安心して暮らせるまちを目指します。



3 地球環境に配慮するまちづくり

市民一人ひとりが地球の温暖化を身近な問題として捉え、積極的に地球温暖化防止のために行動するまちを目指します。



4 緑豊かで魅力あふれるまちづくり

豊かな自然と魅力あふれる歴史的資産を保全し、市民が誇れるまちを目指します。



5 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

市民一人ひとりが環境について考え、主体的に行動するとともに、市や市民、事業者が密接に連携して環境保全に取り組むまちを目指します。



第3節 高崎市環境基本計画の体系

前節で示した目指す姿、実現に向けたまちづくり及び基本施策の体系を以下に示します。

目指す姿	実現に向けたまちづくり	基本施策
活力ある未来を支える環境都市	資源が循環する 環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な排出の推進 ●廃棄物の適正処理 ●循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備 ●環境に配慮した消費生活の推進
	良好な生活環境を守る まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染・悪臭への対策 ●水質汚濁、土壌汚染への対策 ●騒音・振動への対策 ●化学物質による環境汚染への対策 ●生活環境への対策 ●放射性物質への対策
	地球環境に配慮する まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策
	緑豊かで魅力あふれる まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備、歴史的資産の保全 ●里地里山の保全 ●自然環境の保全
	自ら環境を考え 人がつながるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育・環境学習の推進 ●市民・市民団体・事業者との連携

高崎市緊急創生プランを踏まえた長期ビジョン

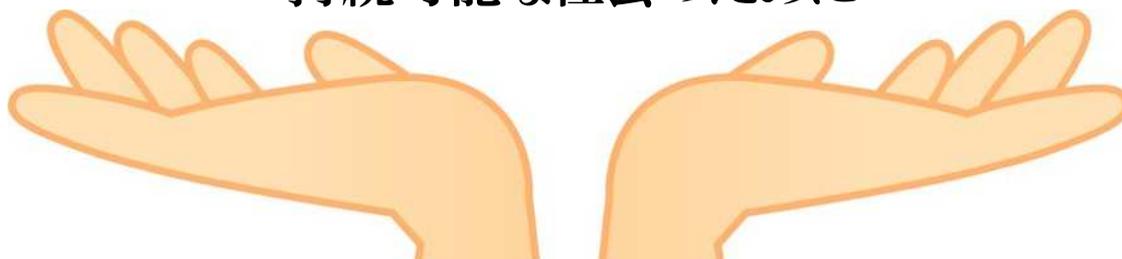
住みよい地域社会

- 誰もが安心して暮らせるまちづくり
- 子育て環境の充実
- 教育の振興
- 保健医療の充実
- 環境施策の推進
- 地域防災力の強化

活力ある地域経済

- 高崎で「しごと」を増やし、まちを活性化する
- 教育・スポーツの振興
- 特性を活かした地域の振興
- 文化の振興
- 観光施策の推進

持続可能な社会のために



活力ある未来を支える環境都市

高崎市第4次環境基本計画

【重点戦略】

- 高浜クリーンセンター建設事業の推進
- エコパーク榛名最終処分場における埋立期間延長の実現
- ごみの適正排出と家庭ごみの排出方法の工夫

5つのまちづくり

- 1 資源が循環する環境にやさしいまちづくり
- 2 良好な生活環境を守るまちづくり
- 3 地球環境に配慮するまちづくり
- 4 緑豊かで魅力あふれるまちづくり
- 5 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

第4章 実現に向けたまちづくりに対する施策の展開

第1節 資源が循環する環境にやさしいまちづくり

本市では、将来人口の展望として令和7(2025)年に40万人を掲げ、経済の活性化のための施策に積極的に取り組んでまいります。

経済の活性化に伴い予想されるごみの増加に適切に対応するため、老朽化した高浜クリーンセンターの建替事業を進めるとともに、食品ロス0(ゼロ)や雑がみ分別を推進するなど、ごみのリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)に積極的に取り組みます。さらに、資源として利用できないものは適正に処理し、環境負荷が低減された資源が循環する環境にやさしいまちを目指します。

1 適正な排出の推進

高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき、リデュース、リユース、リサイクルに取り組み、市民の環境負荷に対する意識の向上を図るとともに、ごみの不適正排出の抑制及びごみの減量、資源化に努めます。

◇高崎市一般廃棄物処理基本計画とは…

ごみの適正処理及び減量化を推進するために、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて策定された計画で、平成30年度には、計画の見直しを行い、本市の今後10年間の一般廃棄物の処理・処分に関する計画を策定しました。

基本目標として「廃棄物の発生抑制と適切な処理の推進による循環型社会への転換」を掲げており、目標達成に向けた様々な施策を推進しています。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) ごみの減量と資源化の推進

①リデュース(発生抑制)の推進

○市民1人1日当たりのごみ排出量の把握

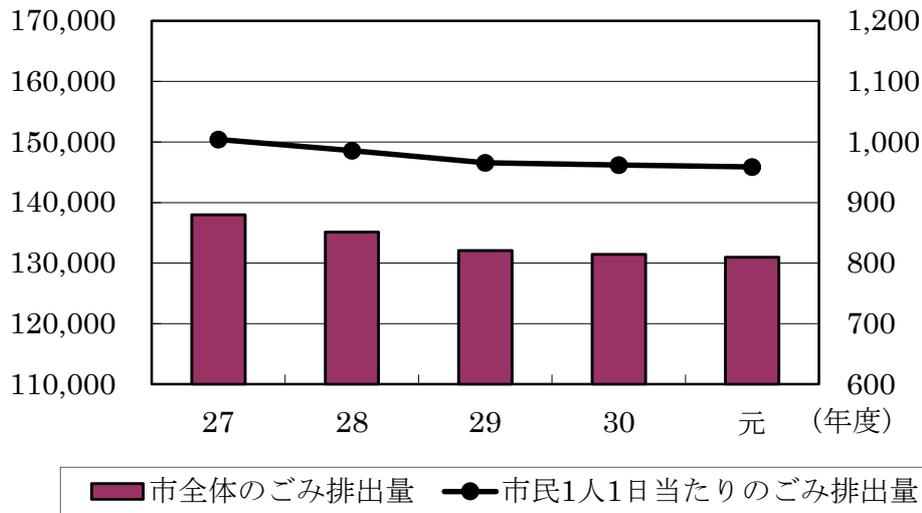
ごみ減量への意識啓発を高めるため、市民1人1日当たりのごみ排出量を公表しています。令和元年度の本市における1人1日当たりのごみの排出量は959gで、前年度に比べて3g減少しました。

[表] 1人1日あたりのごみ排出量(平成27～令和元年度) (単位:g/人日)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ごみ排出量	1,004	986	967	962	959

(t)

(g)



[図]市全体のごみ排出量及び市民1人1日当たりのごみ排出量の推移(平成27～令和元年度)

○ごみ減量に向けた周知・啓発

ごみ減量に対する意識啓発を行い、廃棄物焼却量の削減につなげることを目的とした取り組みを実施しています。

令和元年度は、地域に出向いて「ごみの出し方、減らし方、活かし方」を中心とした出前講座等を6回開催し、計170人にごみ減量への協力を呼びかけました。

○生ごみ処理機器の購入補助

ごみの減量化及び生活環境の保全を目的として、平成5年度から生ごみ処理機等の購入費(税抜き)の一部を補助し、生ごみの堆肥化等によるごみの減量化を図っています。

補助対象は、コンポスト容器、EMボカシ容器、電動式生ごみ処理機になります。

令和元年度は、コンポスト容器25基、EMボカシ容器4基、電動式生ごみ処理機37基、合計66基が導入され、堆肥化などによりごみ減量に貢献しました。

[表]生ごみ処理機器購入費補助実績(平成27～令和元年度)

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
コンポスト	申請基数(基)	118	122	29	32	25
	補助金総額(円)	337,700	347,400	72,900	74,000	59,800
EMボカシ	申請基数(基)	50	37	0	6	4
	補助金総額(円)	80,400	60,800	0	6,600	3,800
電動式	申請基数(基)	50	40	33	44	37
	補助金総額(円)	1,251,000	986,600	758,600	906,400	782,200
合計	申請基数(基)	218	199	62	82	66
	補助金総額(円)	1,669,100	1,394,800	831,500	987,000	845,800

②リユース（再使用）の推進

○リサイクルバザーの実施

環境に優しい生活の実践を促し、環境意識の高揚と啓発を図ることを目的として、環境フェアにて市民団体等によるリサイクルバザーを実施しました。

令和元年度は、6 団体が参加し 4,472 点の品物が出品され、必要な人に引渡しました。



○粗大ごみリユース事業の推進

粗大ごみの再利用を促進し循環型社会に貢献する目的で、平成 12 年 9 月から年に 2、3 回リユースセンターを開設し、市が回収した粗大ごみのうち再利用可能な良品を希望者へ無料で引き渡すための公開展示を行っています。

令和元年度は 6 月 15～16 日、11 月 9～10 日の 2 回開催し 1,108 人の来場があり、97 点が再利用希望者に引渡されました。



[表] リユースセンター公開状況（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
開催回数（回）	2	2	2	2	2
展示数	158	155	164	140	131
再利用希望点数	129	126	130	106	97
来場者数（人）	1,279	1,180	929	976	1,108
投票者数（人）	858	858	678	656	696

③リサイクル（再生利用）の推進

○ごみの分別収集の促進

循環型社会の構築と生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的に、ごみの分別収集を高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施しています。「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「資源物」「危険物」の 5 種類に区分し、さらにそのうち資源物などを 15 品目（新町地域は白色トレイを加えた 16 品目）に細分化して分別収集を行っています。「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券により委託業者が戸別収集を行っていますが、それ以外のごみ集積所収集を行っています。

令和元年度の排出量は「燃やせるごみ」108,480t、「燃やせないごみ」6,372t、「粗大ごみ」708t、「資源物」8,465t、「危険物」92t が排出されています。

[表] ごみの収集量（平成 27～令和元年度）

（単位：t）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
燃やせるごみ	112,289	110,500	108,283	108,053	108,480
燃やせないごみ	6,066	6,109	6,108	6,063	6,372
粗大ごみ	674	678	677	673	708
資源物	8,504	8,455	8,505	8,509	8,465
危険物	99	95	86	87	92
直接埋立	2,306	1,586	1,408	1,298	693

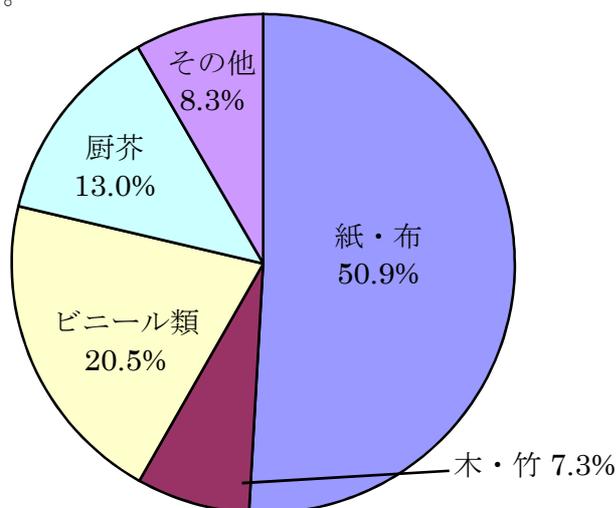
○古紙の分別収集によるリサイクルの推進

循環型社会の構築と生活環境の保全を図ることを目的に、古紙の分別回収を高崎市一般廃棄物処理基本計画に基づいて実施しています。

古紙を新聞紙、ダンボール、雑誌・古本、雑がみ、紙パックの 5 品目に細分化し、倉渕地域は月 1 回の資源物の収集日に、新町地域は週 2 回の燃やせるごみ・古紙類の収集日に、吉井地域は月 2 回の紙類・ペットボトルの収集日に、その他の地域は月 2 回の資源物の収集日に回収しています。

また、資源物を有効に回収するため、町内会や市民で構成する団体で、資源物の回収活動を行おうとする団体を有価物集団回収実施団体として承認し、その活動を奨励しています。

古紙類の分別収集は平成 10 年度から開始していますが、まだ「燃やせるごみ」の中に雑がみが混入しています。雑がみの分別排出を推進し、「燃やせるごみ」を減量する目的で環境フェアや出前講座等で市民に啓発し協力を呼びかけました。また、平成 26 年度から雑がみリサイクルモデルステーション事業を開始し、各町内会でも雑がみの分別排出を呼びかけました。令和元年度の実施町内会は 94 町内会でした。古紙の分別意識を向上させることでごみに対して関心を持っていただき、ごみ減量につなげていきたいと考えています。



(※) 組成分析は高浜クリーンセンターにおいて、乾燥処理した後の水分が除かれたもので行っています。

[図] 燃やせるごみの組成（令和元年度）

○容器包装に係る分別収集の促進

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進、循環型社会の形成を目的として、ペットボトル、無色びん、茶色びん、その他のびん等を分別収集し、容器包装リサイクルルートで再資源化に取り組んでいます。また、リサイクルセンターで処理しきれないペットボトル及び飲料缶、古紙は独自ルートで再資源化しています。さらに、新町地域においては、白色トレイを分別収集し、再資源化を実施しています。

令和元年度の容器包装は、ペットボトル 763t、ガラスびん 2,179t、飲料缶 369t、飲料用紙パック 29t、段ボール 1,393t、白色トレイ 0.3t が分別収集されました。

○使用済み小型家電の回収

小型家電には、貴金属、アルミ、鉄、レアメタルなど貴重な資源が含まれています。これらの資源を有効利用するため、小型家電リサイクル法の施行に伴い、市内 14 箇所に回収ボックスを設置し回収を実施しました。

併せて、環境フェア開催時やリユースセンター事業にて 3 回のイベント回収と、年間を通して市処理施設に運び込まれたものからのピックアップ回収を行いました。

令和元年度はボックス回収 7.4t、イベント回収 4.4t、ピックアップ回収 278.3t の合計 290.1t の小型家電が回収され金属リサイクル業者に引き渡されました。



○有価物集団回収の推奨

市長の承認を受けた町内会及び市民で構成された非営利団体が、再生利用可能な有価物を回収し、その再利用とごみ排出量の減少を図ること及び資源を有効回収することを目的として、昭和 52 年から実施しています。

回収する有価物は、市内の家庭から出された生きびん（リターナブルびん）、金属・非鉄金属類、古紙類、繊維類等とし、この総量（びんに関しては本数に 0.8 を乗じて重さを算出）に対して 1kg につき 8 円を乗じて得た額を奨励金として実施団体に支給しています。

令和元年度は 502 団体が延べ 2,488 回実施し、6,143t の回収がありました。

また、回収実績上位の優良 10 団体を表彰しています。



[表] 有価物集団回収実績（平成 27～令和元年度）

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	
実施団体数		511	501	502	503	502	
実施回数（回）		2,529	2,506	2,526	2,564	2,488	
回収品目	びん類（kg）	81,058	76,985	68,710	60,022	51,799	
	金属・スチール（kg）	22,192	22,206	21,288	20,584	17,633	
	アルミ（kg）	150,517	153,180	147,919	144,501	135,374	
	古紙類	古新聞（kg）	5,126,438	4,875,015	4,507,988	4,202,567	3,703,480
		雑がみ(+シユレッター)（kg）	10,358	9,954	10,627	16,273	13,048
		古雑誌（kg）	1,381,718	1,290,751	1,160,091	1,100,544	1,070,723
		ダンボール(kg)	1,195,301	1,174,408	1,154,408	1,138,604	1,082,666
		牛乳パック(kg)	32,834	37,334	31,466	30,224	27,103
		古着・古布(kg)	41,838	42,269	37,276	38,574	40,995
	その他（kg）	672	1,035	1,160	936	402	
回収量（kg）		8,042,925	7,683,137	7,140,933	6,752,829	6,143,223	
奨励金額（円）		64,333,890	61,454,870	57,112,470	54,011,490	49,135,130	

(※) 四捨五入の関係で、合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合があります。

○ごみ資源化の推進

各種ルートから回収された資源物について、資源化を推進しています。下表の資源化量とは、資源物としてごみ処理施設に搬入されたもののほか、燃やせないごみに含まれる金属類、有価物集団回収のうち資源化されたものの総量を表します。

[表] 市内のごみ資源化量の状況（平成 27～令和元年度）（単位：t）

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
紙類		13,021	12,498	12,085	11,662	10,961
	段ボール	2,795	2,578	2,576	2,539	2,475
紙パック		107	109	108	101	90
金属類		2,515	2,508	2,426	2,498	2,509
	缶	347	514	412	514	416
びん類		2,054	1,926	1,834	1,806	1,721
ペットボトル		574	551	538	555	534
白色トレイ		1	1	1	1	1
布類		43	43	39	42	44
合計		18,315	17,636	17,031	16,665	15,860

(※) 紙類の資源化量に紙パック分は含まれていません。

(※) 紙パックは、容器包装の収集のほか、ごみ処理施設に搬入された分、有価物集団回収を合算した量です。

(※) びん類は、容器包装の収集のほか、ごみ処理施設に搬入された分、有価物集団回収を合算した量のうち、汚損等により資源化できないものを差し引いた量です。

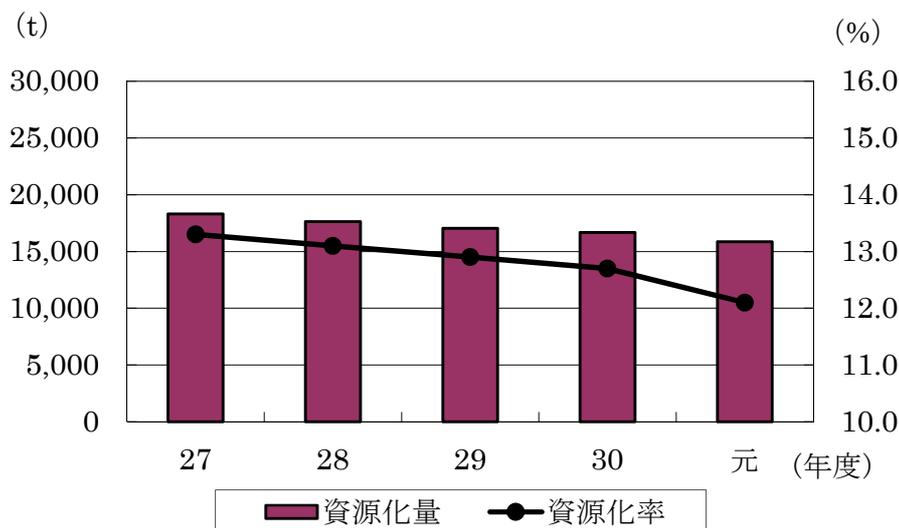
(※) ペットボトルは、容器包装の収集とごみ処理施設に搬入された分を合算した量のうち、汚損等により資源化できないものを差し引いた量です。

(※) 布類は、有価物集団回収と市のイベント回収を合算した量です。

[表] 資源化率 (※) (平成 27～令和元年度)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
資源化率	13.3%	13.1%	12.9%	12.7%	12.1%

(※) 資源化率とは、市の施設で処理をした廃棄物及び市民活動により回収された資源物のうち、資源化された割合となります。



[図] 資源化量及び資源化率の推移 (平成 27～令和元年度)

④事業系ごみの減量・資源化の推進

○学校給食残渣生ごみの堆肥化

学校における環境教育の一環として、給食残渣の堆肥化を平成 15 年 9 月から試行しています。堆肥は、株式会社 NTT 東日本-関信越が、週 2 回、各学校から給食残渣等を回収し、自社において 1 次発酵、2 次発酵を行うことで製品化されています。また、株式会社群成舎も週 2 回、各給食センター及び学校からの給食残渣等を回収し、高崎食品リサイクルループ協議会が製品化し、その堆肥は各学校に戻され、花壇や畑で利用されています。



令和元年度は 64 校園と 3 給食センターで実施し、約 271t を回収しました。

[表] 学校給食残渣等回収量（平成 27～令和元年度）

（単位：t）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
回収量	383	304	326	294	271

○学校給食の牛乳パックリサイクルの実施

学校における環境教育の一環として、牛乳パックのリサイクルを行っています。平成 9 年 5 月、八幡小学校の 5、6 年生を中心に始まったこの活動は、その後、当時の文部省より学校のごみ焼却炉の廃止、ごみ減量化やリサイクル推進についての通知が出されたことを受け、同年 9 月には給食用牛乳パックリサイクル検討委員会が発足し、各学校でリサイクルが試行されました。



翌 10 年 4 月には、リサイクルセンターが稼動し、毎週金曜日に資源ごみを回収する仕組みが出来たことにより、高崎地域の全小・中学校及び公立幼稚園において、本格的に牛乳パックリサイクルが実施されました。

現在では、倉渕、箕郷、群馬、新町、吉井地域においても、指定処理業者で同様の処理を行っています。

○使用済自動車の再資源化等の推進

使用済自動車の円滑な資源化、適正処理を図るために、再資源化を推進しています。使用済自動車は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しますが、個別に法律を定め、関連事業者に対しては廃棄物処理法の処理業許可を不要にしています。

令和元年度の関連事業者の登録数は 79 件（引取業 62 件、フロン類回収業 17 件）、許可数は 13 件（解体業 10 件、破碎業 3 件）であり、また、関連事業者に対して、延べ 31 回の立入検査・指導を行いました。

(2) ごみの不適正排出の抑制

○ごみステーション見守りカメラの設置

快適で住み良い生活環境を確保するため、ごみの不法投棄や資源ごみの持ち去り等の行為が頻発するごみ集積場所に、平成 27 年度からごみステーション見守りカメラを設置し、集積場所での不正行為の抑止、ごみの適正な分別排出及びごみステーション利用時のマナーアップを促進しています。



令和元年度は、143 台設置し、延べ 748 台となりました。

[表] ごみステーション見守りカメラ設置実績

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	合計
設置台数	63 台	251 台	149 台	142 台	143 台	748 台

(3) ごみ排出方法の周知・啓発

○広報等によるごみ排出方法の周知・啓発

市民へのごみ排出に対する意識啓発を図るために、「ごみかわら版」を全戸に配布し、ごみの排出方法を周知するとともに、広報紙へごみ減量等の特集記事を掲載しています。また、回覧でもごみの排出方法の啓発を行っています。

[表] 令和元年度広報高崎 主な掲載記事

発行月日	掲載内容
4月1日号	・大型連休中の臨時窓口のごみの受入れについて
5月15日号	・リユースセンター関連イベントについて
10月15日号	・リユースセンター関連イベントについて
12月1日号	・年末年始のごみ収集等について

○携帯端末用ごみ分別アプリケーションによるごみ排出方法の周知・啓発

お住まいの地域のごみの収集日や分別方法などが調べられる無料のごみ分別アプリケーション「さんあーる」の配信を平成28年度から行っています。こちらはご使用の携帯端末（スマートフォンに限る）から利用できます。

令和元年度末時点で、18,328人が「さんあーる」を利用しています。

○各種委員との連携によるきれいな街づくりの推進

ごみ集積所の適正な管理ときれいな街づくりの推進のために、環境保健委員、環境美化協力員、廃棄物減量等推進員などの協力を得ながら、さまざまな取り組みを行っています。取り組みの一つとして、高崎市環境保健協議会と協力し春と秋に環境パトロールを実施しています。令和元年度は、延べ30回、583人が参加しました。

2 廃棄物の適正処理

一般廃棄物、産業廃棄物、PCB廃棄物の処理については、各種法令などにに基づき適正に処理を行います。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

○一般廃棄物処理施設の適正な管理運営

主に家庭のごみが持ち込まれる一般廃棄物処理施設について、安全と安心を確保するために、繁忙期の特別受け入れ体制、不適物の持込検査・搬入指導などを行っているほか、破損すると健康へ影響を及ぼすおそれのある乾電池や蛍光灯などの水銀使用廃棄物について、適正に処理しています。

○一般廃棄物処理業の許可申請

廃棄物の適正処理を推進するために、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、許可の更新時及び年に一度の会議において、廃棄物排出事業者へ廃棄物の適正排出及び適正処理について説明を行うよう指導しています。令和元年度は11月27日に会議を開催し、許可事業者数98社中88社が出席しました。

また、高浜クリーンセンター及び吉井クリーンセンター（一般廃棄物中間処理施設）に廃棄物を搬入する際にも同様の指導を行うと共に、廃棄物排出事業者から排出される廃棄物の適正処理についてのパンフレットを作成し啓発を行っています。

○ごみステーションの違反ごみ対策

ごみの正しい排出方法を啓発するために、環境保健委員と連携してごみステーションに出せないごみに啓発シールを貼り、違反ごみであることを周知しています。周知後は、環境保健委員からの連絡により違反ごみを収集しています。

[表] ごみステーションの違反ごみ（家電4品目）収集実績（平成27～令和元年度）

(単位：台)

品目	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
冷蔵（凍）庫	45	45	24	26	91
エアコン	0	3	5	4	12
テレビ	301	228	155	134	134
洗濯機（乾燥機）	41	34	14	17	37

○廃タイヤ・廃バッテリー・消火器の有料回収

ごみの適正処理意識の向上と不法投棄防止の目的で、廃タイヤ、廃バッテリー、消火器を有料で回収しています。

令和元年度は、高崎地域 2 日、群馬地域 1 日、榛名地域 1 日、吉井地域 1 日の 5 日間、回収イベントを実施し、タイヤ 1,661 本、ホイール 869 本、バッテリー 155 個、消火器 255 本、タイヤチェーン 64 本を回収しました。

[表] 廃タイヤ・廃バッテリー・消火器の回収実績（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
実施回（日）数	6	5	6	6	5
タイヤ（本）	1,980	1,715	1,660	1,430	1,661
ホイール（本）	1,108	1,037	879	833	869
バッテリー（個）	178	109	127	127	155
消火器（本）	252	182	167	193	255

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

○建設リサイクル法に関する事務

建設資材の適正処理と再資源化の促進を目的に、平成 14 年 5 月 30 日から「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が施行され、特定建設資材を用いた一定規模以上の工事を実施する場合、工事の発注者に分別解体等の計画を工事に着手する日の 7 日前までに届出をすることが義務づけられました。

本市においても、建設廃棄物の適正処理と再資源化を図ることにより、建設廃棄物の最終処分量を抑制するため、平成 14 年度から届出の受付を実施しています。

令和元年度は、民間工事 862 件、公共工事 406 件の受付をしました。

[表] 対象建設工事一覧

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m ² 以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m ² 以上
建築物の修繕・模様替え等工事（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額 500 万円以上

また、建設リサイクル法の届出がなされた市内の解体工事を中心に立入検査し、産業廃棄物の適正処理及び再資源化義務について指導を行っています。

令和元年度は、パトロールによる立入検査・指導等を 6 月と 10 月に行いました。

○産業廃棄物の不法投棄防止対策の実施

産業廃棄物不法投棄等を撲滅し、市民が安心して暮らせる環境を守るために、未然防止対策のほか、不法投棄等の早期発見・早期対応・早期是正に取り組んでいます。

令和元年度の取り組みとして、当該年度に発生した案件の年度内解決に努めたほか、不法投棄等の不適正処理防止キャンペーンとして、関係機関との連携による不法投棄監視活動及び啓発を実施しました。

[表] 不法投棄等の不適正処理取締りの実施状況（令和元年度）

取締りの種類	実施状況
年間パトロール	240 日
委託業者による休日等監視パトロール	96 日
行政職員による休日監視パトロールの実施	3 日
調査・指導件数	延べ 190 件
排出事業者指導	60 件
県警ヘリコプターによるスカイパトロールの実施	5 回
産廃スクラム 34 による一斉路上調査の実施	無

○産業廃棄物処理業の許可等に関する事務

産業廃棄物の適正処理のために、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置許可を行いました。

[表] 設置許可等の実績（令和元年度）（単位：件）

許可等の種類	実績
新規許可	0
更新許可	8
施設設置許可	1
廃止または失効	0

(※) 令和元年度末現在、処理業許可業者 46 社

○廃棄物処理施設の設置許可等に関する事務

廃棄物処理施設の設置、構造若しくは規模の変更、協議対象施設において処理する廃棄物の種類の追加等をしようとする場合は、廃棄物処理法に基づく手続（設置許可申請や変更許可申請）に先立ち、施設設置の計画を進める際の紛争予防及び適正な廃棄物処理施設の設置を行うことが必要なため、「高崎市廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（事前協議規程）」に基づく手続を行っています。

令和元年度は、中間処理施設 2 件の事前協議を行いました。

○産業廃棄物処理業者への立入検査

産業廃棄物の適正処理のために、産業廃棄物処理業者に対して定期的に立入検査を実施しており、処理基準及び委託基準の遵守状況や処理施設の維持管理状況について確認するとともに、必要に応じて適切な指導を行っています。

[表] 立入検査の実施状況（令和元年度）（単位：件）

立入検査の種類	実施状況
抜打立入検査	27
通告立入検査	5
定期検査	2
その他の立入検査	35

(3) PCB 廃棄物の適正処理の推進

○市内 PCB 廃棄物の適正処理の推進

PCB 廃棄物については、PCB 特措法により定められた処理期限までに処理を完了させることが義務付けられており、本市では、市有施設で所有する PCB 含有電気機器等について、処理期限までに確実に処理を完了させるため、準備が整ったものから順次処分を委託しています。令和元年度は 400.0kg の処分を行いました。

また、潜在的な未処理の PCB 含有電気機器等を網羅的に把握するため、「掘り起こし調査」を実施し、保管事業者を洗い出すとともに、処理期限内に処分するよう指導することとされています。令和元年度は、対象事業者に調査票を送付するなど掘り起こし調査を実施するとともに、調査を進めるために引き続き情報収集や資料整理等を行いました。

3 循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物処理施設の整備

ごみの安全かつ適正な処理を継続するとともに、資源や熱エネルギーを有効に利用できる施設を整備し、将来にわたり安定かつ効率的なごみ処理を行います。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 将来に向けた一般廃棄物処理施設の整備

○高浜クリーンセンターの建設

本市のごみ処理の大半を担っている高浜クリーンセンターの老朽化が進み、さらに、社会情勢の変化に伴うごみ処理への対応が可能な規模や能力を備えた施設の整備が求められています。

このことから、将来にわたり安定的かつ効率的なごみ処理体制を構築し、循環型社会形成推進に係る社会的要請への対応やごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図るために、老朽化した高浜クリーンセンターの建替えを進めています。



令和元年度は、高浜クリーンセンターの建設について地元関係者との意見交換会を2回開催し、事業の進捗状況、周辺施設の対応、道路等の周辺環境の整備及び今後のスケジュールについて説明を行いました。また、建設に向けてプラント設備工事、プラント設備工事に伴う施工等監理業務、高浜クリーンセンター建替用地にある既存施設の解体工事を行いました。

○一般廃棄物処理施設の計画的な整備

本市の一般廃棄物処理施設について、将来にわたる安定的かつ効率的なごみ処理を確保するために、計画的な整備を行っています。本市の焼却灰等を最終処分しているエコパーク榛名において、埋立期間を延長するため、埋立容量の増加に対応できるように施設設備の一部を補強します。

令和元年度は、かさ上げの実施にあたり、施設整備の補強に係る設計を行いました。

(2) エネルギーを有効利用する処理施設の運用

○ごみ焼却熱エネルギーの有効利用

高浜クリーンセンターでは、ごみ焼却熱エネルギーの有効利用を図るため、可燃ごみの焼却熱を利用して得た蒸気を隣接する県発電所へ送り、効率の良い蒸気タービン発電を行っています。

令和元年度は、266,452t を隣接する県発電所へ送りました。

[表] 県発電所への蒸気供給量

(単位：t)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
蒸気供給量	254,382	236,550	243,753	246,649	266,452

4 環境に配慮した消費生活の推進

食品ロス削減に向けた家庭への啓発や市内の飲食店と連携した取り組みなどにより環境に配慮した消費生活の実現を目指します。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 食品ロス削減の推進

① 家庭に向けた食品ロス削減の推進

○ 食品ロス^{ゼロ}料理教室の開催

廃棄されてしまう食品を減らすことを目的に、食材を有効に活用する方法を学ぶ料理教室を開催しています。

教室では講師から食材を使い切る献立や調理方法を教えていただくだけでなく、消費生活センターの職員による食品ロス削減についての説明も行い、食品ロス削減に向けた啓発が図られました。

令和元年度は9回開催し、193人が参加しました。



② 飲食店に向けた食品ロス削減の推進

○ たかさき食品ロス^{ゼロ}協力店の推進

食品ロス削減のため飲食店等での食べ残しを減らす取り組みを推進しており、その趣旨に賛同し取り組みを実践する飲食店等を「たかさき食品ロスゼロ協力店」として登録するとともに、市民に広く紹介することで、飲食店等での食べ残しを減らし、食品ロス削減のための意識啓発を図っています。

令和元年度には、食品ロス削減啓発物品として、食べきれない食品を持ち帰るドギーバッグ、食品の保存に使うフードクリップを協力店に置き利用者に配布することで、食品ロス削減について市民に広報することができました。

令和元年度末現在の協力店舗数は132店です。

③ 学校における食品ロス削減の取り組み

○ 箕郷学校給食センターにおける食品ロスの推進

箕郷学校給食センターでは、調理時の食品ロス削減と児童による食べ残し食品ロス削減する「学校給食3Rアクション」の取り組みを実施しています。対象は、箕郷給食センターと小学校3校で、令和元年度は、前年度の同時期と比較して367.2kg（前年度比13.2%）の削減することができました。

(2) グリーン購入の推進

○市の事務事業におけるグリーン購入の推進

環境負荷の低減及び循環型社会の構築を目指すことを目的に、国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき、平成13年5月から毎年、調達方針を策定しています。本市は、この方針に基づいて物品購入を推進しています。

[表] 本市行政事務における品目別グリーン購入実績 (令和元年度)

品目	グリーン購入率	前年度比
コピー用紙・印刷用紙	99.5%	0.8%増
外注印刷物	99.9%	—
衛生用紙	98.0%	1.3%減
文具	99.6%	0.2%増
OA機器	99.1%	0.5%増
繊維・被服等	99.9%	0.1%増
電気器具類	97.6%	1.0%増
日用品類	98.6%	0.3%減
その他	99.2%	2.3%増

(※) 調達目標については、「環境配慮物品購入基準表」に掲げる物品について、購入基準を原則100%満たすものとし、それ以外の物品についても可能な限り環境配慮物品を選択することとしています。

第2節 良好な生活環境を守るまちづくり

大気や水、土壌などの生活環境が悪化すると、人の健康や生物の生態系に影響を及ぼすおそれがあります。さらには、農業、水産業など経済活動への影響が懸念されます。

このような影響を防ぐため、本市の状況を常時把握するとともに、正しい情報の収集と提供に努め、各分野において対策を講じながら、良好な生活環境を守るまちを目指します。

1 大気汚染・悪臭への対策

人の健康への影響のほか人に不安や不快感を与えるなどのおそれがある大気汚染や悪臭への対策を行い、大気環境の保全に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 大気環境の保全

①大気環境の実態把握

○一般環境大気／自動車排出ガスの測定

本市における代表となる地域や自動車の排出ガスの影響を受ける地域の大気環境の実態を把握し、汚染の未然防止を図るため、市内5地点で二酸化硫黄（SO₂）や二酸化窒素（NO₂）などの大気汚染物質について監視・測定を実施しています。

令和元年度は、大気汚染物質である二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、光化学オキシダント（Ox）、浮遊粒子状物質（SPM）及び微小粒子状物質（PM2.5）の常時監視を実施しました。

常時監視を実施した地点及び環境基準の達成状況は以下のとおりで、光化学オキシダント（Ox）を除き、環境基準を達成していました。



[表] 測定地点及び環境基準達成状況一覧（令和元年度）

測定地点	区分	SO ₂	NO ₂	CO	Ox	SPM	PM2.5
並榎測定局 (並榎町)	一般局	○	—	—	—	○	○
台新田測定局 (台新田町)	一般局	○	○	—	×	○	—
箕郷測定局 (箕郷町生原)	一般局	—	—	—	×	○	—
榛名測定局 (上里見町)	一般局	—	—	—	—	○	○
城南自排局 (下和田町)	自排局	—	○	○	—	—	—

(※) ○：環境基準達成地点 ×：環境基準未達成地点 —：測定していない地点

[表] 一般環境大気／自動車排出ガスに係る環境基準達成状況（達成地点／有効測定地点）
（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
二酸化硫黄（SO ₂ ）	3/3	2/2	2/2	2/2	2/2
二酸化窒素（NO ₂ ）	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素（CO）	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
光化学オキシダント（O _x ）	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
浮遊粒子状物質（SPM）	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
微小粒子状物質（PM _{2.5} ）	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2

（※）平成 28 年度は、二酸化硫黄（SO₂）測定機 1 台（榛名局）を故障に伴い廃止

測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 1 大気」（1～16 ページ）をご参照ください。

○有害大気汚染物質の測定

大気汚染を防止するために、有害大気汚染物質の測定を行っています。有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質のことで、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質は 247 物質あり、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質として 22 物質が指定されています。

令和元年度は、環境基準が設定されている 4 物質全てが基準を達成していました。

[表] 有害大気汚染物質に係る環境基準達成状況（達成地点／測定地点）
（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
ベンゼン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
トリクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
テトラクロロエチレン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
ジクロロメタン	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2

測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 1 大気」（17～18 ページ）をご参照ください。

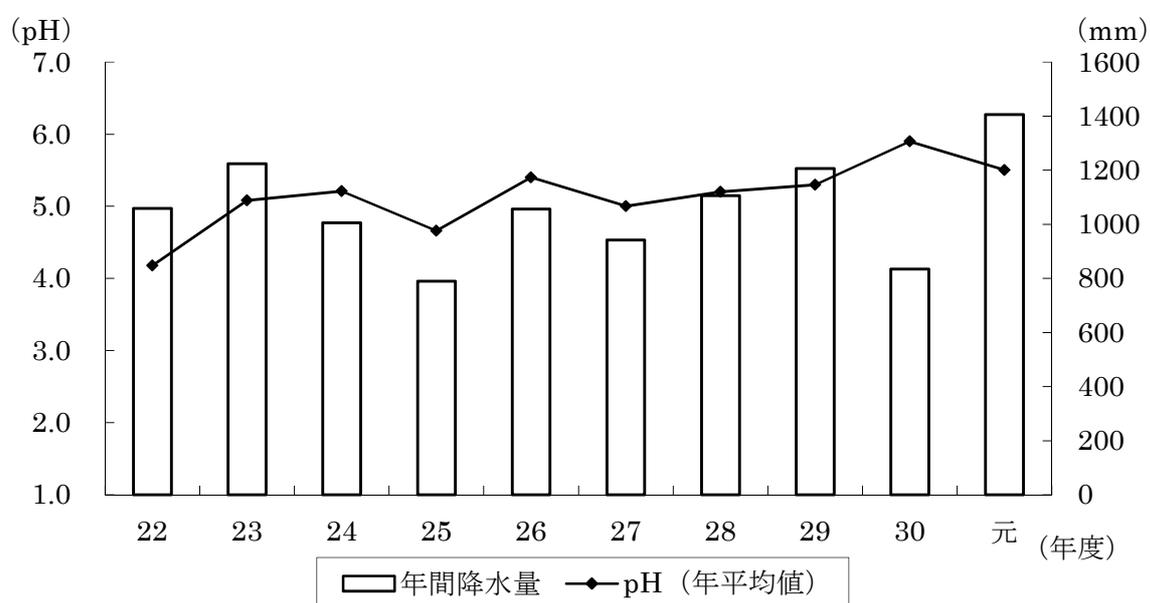
○酸性雨の調査測定

大気中の硫黄酸化物や窒素酸化物が原因となって生じる酸性雨の実態を調査するため、並榎測定局に雨水自動採取装置を設置し、降水の監視・測定を実施しています。

[表] 酸性雨（湿性沈着）の測定結果（令和元年度）

年間降水量（mm）	pH（－）	電気伝導率（ $\mu\text{S}/\text{m}$ ）	硫酸イオン（ $\mu\text{mol}/\text{L}$ ）
1406	5.5	1398	13
硝酸イオン（ $\mu\text{mol}/\text{L}$ ）	塩化物イオン（ $\mu\text{mol}/\text{L}$ ）	アンモニウムイオン（ $\mu\text{mol}/\text{L}$ ）	
32	16	33	

(※) 検出下限値未満では、検出下限値の 1/2 の値を用い算術平均しています。



[図] 酸性雨の推移（平成 27～令和元年度）

②大気汚染の防止

○ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場への立入検査

大気汚染物質の排出を抑制するため、大気汚染防止法の規定に基づくばい煙発生施設等を設置している工場・事業場について、立入検査を行っています。

令和元年度は 43 の工場・事業場に対して立入検査を実施し、届出内容や施設の実態及び自主測定の実施状況の確認等を行いました。立入検査の結果、届出書類未提出等の件で 16 の工場・事業場に対して指導を行いました。

立入検査等の詳細については、「資料編（別冊） 第 2 節 工場・事業場等に対する規制 1 大気・悪臭」（75 ページ）をご参照ください。

○大気汚染に関する相談対応

大気汚染に関する相談が寄せられた場合には、適正管理のための改善を指導しています。

令和元年度は、大気汚染に関する新たな相談が 11 件ありました。その他、野焼き行為等の発生防止に向け、広報高崎や市ホームページ等を通じて、啓発を行いました。

○一般廃棄物焼却施設から発生するばい煙の監視・測定

焼却施設の維持管理及び周辺環境の保全を行う目的で、竣工以来実施しており、「排ガス測定等業務」、「ダイオキシン類排出測定業務」、「作業環境測定等業務」、「高浜クリーンセンター周辺環境測定等業務」等の各測定を行っています。

令和元年度の測定結果は、各測定項目において全て基準値以内でした。

○麦わらの焼却防止の啓発

大気汚染抑制、ごみの再使用・資源化の意識を向上させるために、麦わらの焼却防止の啓発に取り組んでいます。引き続き、麦わらのほ場へのすきこみ、園芸利用、畜産利用を推進するとともに、焼却防止の啓発と広報車による巡回を実施しました。

③市民への注意喚起

○注意報の発令

大気汚染物質が高濃度になり人の健康に影響を与えるおそれがあると判断される場合には、群馬県より注意報が発令されます。令和元年度は、光化学オキシダント注意報が 1 回発令され、市民への注意喚起を図りました。

(2) 悪臭の防止

○工場・事業場の悪臭に関する相談対応

工場・事業場から発生する悪臭に関する相談への対応について、立入検査を行い、必要に応じて臭気測定を実施するなど、悪臭防止対策についての指導を行っています。

令和元年度は、新たに 10 件の相談があり、改善が必要な工場・事業場に対して臭気低減対策等の実施について指導を行いました。

○畜産に起因する悪臭対策の促進

畜産経営環境の保全と畜産経営の健全な発展を目指して、畜産と他部門との複合的な排せつ物処理に取り組んでいます。具体的には、家畜の排せつ物処理及び利用施設の設置に対して助成を行っており、令和元年度は 3 組合に助成しました。

また、畜舎周辺の環境保全のため、消臭効果のある飼料添加物や薬剤の使用、クリーンネットフェンスの設置等にも助成を行っており、令和元年度は 55 戸の農家に助成しました。

悪臭の規制地域・基準等の詳細については、「資料編（別冊） 第 2 節 工場・事業場等に対する規制 1 大気・悪臭」（76～77 ページ）をご参照ください。

2 水質汚濁、土壌汚染への対策

日常生活のほか農業や水産業など、経済に対しても影響を及ぼすおそれがある水質汚濁や土壌汚染への対策を行い、大切な水資源となる河川などの水環境の保全に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 水環境の保全

①河川などにおける水質の実態把握

○河川などの監視・測定

市内河川などにおける水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく常時監視として 44 河川 69 地点及び 1 湖沼 1 地点について水質測定を実施しています。

令和元年度の河川及び湖沼の水質調査結果によると、カドミウム、シアン等の人の健康にとって有害な物質についての項目は全ての調査地点で環境基準を達成しています。

環境基準が定められた河川の 18 地点と湖沼 1 地点（榛名湖）について代表的な水質指標である BOD75%値、COD75%値（※）の環境基準達成状況の割合は以下のとおりです。

（※）BOD75%値、COD75%値とは、BOD 若しくは COD 環境基準の達成状況を評価する方法で、年間の日間平均値のデータを小さいほうから並べ(0.75×n)番目（n はデータ数）の数値を 75%水質値といたします。

[表] 水質環境基準達成率（河川 BOD75%値、湖沼 COD75%値）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
達成率	94.7%	89.5%	94.7%	78.9%	89.5%

[表] 河川における調査地点および環境基準達成状況（令和元年度）

環境基準達成状況（※）					
河川名	調査地点名	BOD (75%値)	河川名	調査地点名	BOD (75%値)
烏川	広鈴橋	○	井野川	金坂橋	○
	水沼橋	○		浜井橋	○
	烏川橋	○		大八木 2 号橋	×
	昭和橋	○		境橋	○
	長野堰頭首工上流	○		鎌倉橋	○
	君が代橋	○		鶴亀橋	○
	佐野橋	○	鐺川	吉井大橋	○
	烏川大橋	○		松ノ木瀬橋	○
碓氷川	鼻高橋	○			
	八千代橋	○			

（※）・「○」：環境基準達成地点

・「×」：環境基準未達成地点

[表] 河川における環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
河川の BOD 75% 値	17/18	16/18	17/18	15/18	17/18

[表] 湖沼における調査地点および環境基準達成状況（平成 27～令和元年度）

湖沼名	調査地点	環境基準達成状況（※）				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
榛名湖	湖心	○	○	○	×	×

（※）・「○」：環境基準達成地点

・「×」：環境基準未達成地点

○地下水の監視・測定

市内地下水における水質汚濁状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、群馬県が策定した地下水質測定計画による調査を行っています。また、過去の調査において汚染が判明した井戸は、継続的な監視を行っています。

<概況調査>

市内を 4km×4km の区画に区切り、全体的な地下水質の概況を把握するための調査を実施しました。

令和元年度は 17 地点で調査を実施したところ、4 地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準を超過しました。

<継続監視調査>

平成 3 年度概況調査で片岡地区においてテトラクロロエチレンによる地下水汚染が、平成 6 年度概況調査で豊岡地区においてトリクロロエチレンによる地下水汚染が確認されたため、両地区の 6 地点で 4 月及び 10 月に調査を実施しました。両地区とも汚染物質の濃度は低下傾向にあります。季節変動も見られます。

また、平成 22 年度概況調査で柳川町、平成 23 年度概況調査で鼻高町において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認されたため、両地点で 11 月に調査を実施したところ、鼻高町において環境基準を超過していました。

このほか、平成 6 年度、平成 17 年度概況調査で倉賀野町において確認された、自然由来の砒素による地下水汚染について、3 地点で調査を実施したところ、1 地点において環境基準を超過していました。

いずれの調査も長期的な監視が必要であるため、今後も継続的に監視を行います。

なお、柳川町の調査につきましては、地下水汚染の改善が認められましたので、令和元年度の測定を以って終了とします。

[表] 地下水における環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
地下水の健康項目 (28 項目)	13/17	16/18	14/17	16/18	13/17

測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 2 水質」（20～41 ページ）をご参照ください。

②工場・事業場などにおける水質汚濁の防止

○特定施設を設置している工場・事業場への立入検査（水質）

公共用水域の汚濁防止を図るため、特定施設を設置している工場・事業場の排水調査を実施し、排水基準の遵守に努めるよう指導を行っています。

令和元年度は市内 464 事業場中、排水基準が適用されている事業場に対して延べ 146 件の立入検査及び採水を実施し、うち 4 件が排水基準に適合していませんでした。排水基準不適合の主な原因は排水処理施設の維持管理が不十分であったことによるものであり、適切に管理を行うよう指導しました。

また、排水基準の適用されていない事業場に対しても随時立入検査を実施し、特定施設の使用状況や排水処理施設の維持管理状況の確認を行っています。

立入検査等の詳細については、「資料編（別冊） 第 2 節 工場・事業場等に対する規制 2 水質・土壌」（78～83）

③生活排水による水質汚濁の防止

○汚水衛生処理率の把握

河川や湖沼の水質汚濁を防ぐためには、家庭から出る汚水をきれいにして川や湖に戻す必要があります。本市では、汚水処理施設の整備を通じて、衛生的な汚水の処理に努めています。

[表] 汚水衛生処理率（※）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
処理率	79%	80%	80%	81%	81%

（※）汚水衛生処理率とは、『汚水衛生処理人口』÷総人口×100」で算出。

『汚水衛生処理人口』は、下水道・農業集落排水施設・浄化槽等の各処理施設接続人口のことです。

○浄化槽の転換等の推進

本市の水洗化率は、令和元年度末現在 94.8%超、下水道普及率は 73.9%となっています。下水道未整備区域では、農業集落排水施設や浄化槽、汲取りによる処理となっています。このうち浄化槽については、平成 12 年の浄化槽法改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）以降、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。単独処理浄化槽では、生活排水を処理することができず、未処理のまま水路や河川等に流入し、水質汚濁の一因となっています。

公共水域の保全を図るため、高崎市浄化槽設置事業費補助金交付要綱に基づく補助事業（昭和 63 年 4 月開始）により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進しています。

[表] 浄化槽設置事業費補助金対象浄化槽 設置状況（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
5 人槽	226	212	203	192	190
7 人槽	83	56	52	59	56
10 人槽	5	1	7	8	3
合計	314	269	262	259	249
補助金交付 金額（円）	67,590,000	58,410,000	52,520,000	54,450,000	47,630,000

○下水道の普及促進

公共下水道が整備された区域内の公共用水域の水質保全と環境保護のため、より一層の水洗化率向上を目的として下水道普及促進事業を行っています。区域内の未水洗家屋を戸別訪問し接続の依頼を行うことにより、早期の公共下水道接続を図っています。

令和元年度は 1,861 戸の戸別訪問を行い、水洗化率は 94.8%となりました。

また、下水道の日に併せて下水道 PR のため、下水道ポスター展を 10 月 3～8 日にかけて開催しました。市内の小学 4 年生を対象に募集し、応募があった 386 作品のうち最優秀賞 1 作品、優秀賞 5 作品、優良賞 40 作品を 2 階ロビーで展示し、たくさんの市民にご鑑賞いただきました。



○下水道（汚水）の整備

家庭から排出される生活排水による水質汚濁を防止することを目的に、下水道計画区域内の下水道（汚水）管渠の未布設区域に下水道（汚水）管渠を布設しました。

なお、令和元年度末現在、公共下水道の整備面積は 6,813.64ha、公共下水道使用可能市民数は 275,150 人（外国人含む）、普及率は 73.9%となっています。

[表] 下水道（汚水）管渠布設の実績（令和元年度）

下水道（汚水）管渠の種類	布設距離
内径 500mm	12.5m
内径 300mm	10m
内径 250mm	353.1m
内径 200mm	13,463.7m
内径 150 mm	81.9m

○下水道（雨水）の整備

大雨等によって生じる浸水の被害を防止することを目的に、下水道計画区域内（雨水）に下水道（雨水）管渠を布設しています。

[表] 下水道（雨水）管渠布設の実績（令和元年度）

下水道（雨水）管渠の種類	布設距離	
ボックスカルバート	2,200mm×2,200mm	29.3m
	1,000mm×1,000mm	43.0m
鉄筋コンクリート管	内径 2,000mm	386.1m
	内径 1,200mm	5.7m
鉄筋コンクリート台付管	内径 1,200mm	1.4m

○城南雨水滞水池の維持管理

河川への未処理下水の放流を削減し、河川の水質汚濁の防止と公衆衛生の保全を図るため、城南雨水滞水池（容量 15,000t）を平成 23 年度より供用を開始しました。

従来未処理放流回数は年平均 76 回でしたが、供用開始以降は回数が半減しています。

○農業集落排水の管理運営

農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的として事業を実施しています。事業の実施を通じて、高生産性農業の実現と活力ある農村社会の形成がなされるよう支援しています。公共下水道と異なる点として、工場排水や畜産排水などは受け入れず、生活排水だけが対象であること、下水道法ではなく浄化槽法の適用を受けるなどの特徴があります。

農業集落排水への加入促進については、住民の意思の調整、協力体制が必要であるため、地元の町内会役員をもって構成される組合を組織して促進しています。

[表] 農業集落排水設置状況（平成 27～令和元年度）（単位：人）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
農業集落排水設置済人口	3,553	3,536	3,539	3,517	3,492
農業集落排水区域内人口	4,482	4,413	4,409	4,355	4,320

○榛名湖特環処理施設等の更新

県立公園榛名湖の水質保全を目的として、榛名湖水質管理センターの老朽化した汚水処理施設の更新を進めています。

令和元年度は、榛名湖水質管理センターの最初沈殿池と最終沈殿池の汚泥引抜ポンプ及び汚水貯留槽水位計の更新を行いました。また、榛名湖中継ポンプ場は、動力制御盤の更新を行いました。

○し尿の適正処理

し尿の適正処理を図るとともに市民負担の軽減措置として、し尿汲取り許可業者に対して、一般家庭の汲取り 1 人 1 日につき 4 円の補助を実施しています。

[表] し尿汲取り事業補助金実績（平成 27～令和元年度）（単位：円）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
補助額	6,833,056	5,870,984	4,938,480	4,345,580	3,886,000

また、し尿汲取り許可業者に対しては、し尿汲取り、し尿車購入、カバー架装に対する補助金を交付し、円滑な汲取り業務が実施できるように努めています。

このうち、し尿車購入及びカバー架装への補助については平成 17 年度から補助制度を一本化し、カバー架装を含むし尿車購入補助としています。

[表] し尿車購入状況（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
補助台数（台）	1	1	1	1	1
補助金額（円）	2,566,000	2,566,000	2,388,540	2,566,000	2,566,000

(※) 昭和 37 年度からし尿収集車購入の車両購入価格の 40%を補助しています。

○移動式トイレの無料貸出

広場や河川敷を利用して行う町内運動会など、不定期に多数の人が集まる場所においてトイレを利用できるよう、昭和 56 年から移動トイレを無料で貸出しています。

[表] 移動トイレの貸出・使用状況（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
貸出日数（日）	22	49	56	49	53
使用人員（人）	26,700	82,390	90,615	61,990	51,780

④緊急時の備え

○水質汚濁防止への対応

河川への油類流出などの緊急事態に対して、関係機関と連携して被害拡大防止対策を速やかに講じるとともに、原因の究明及び原因者に対する再発防止のための指導を行っています。

令和元年度の水質汚濁事故発生件数は9件でした。

(2) 土壌環境の保全

○土壌汚染に関する情報提供

土壌の環境保全に対する意識の啓発を図るため、市民及び事業者に対し、土壌汚染対策法に基づく区域指定状況などの情報を市ホームページに掲載するとともに、窓口で土壌汚染防止法に関するパンフレットの配布を行っています。

○土壌汚染対策法要措置区域等の指定

土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質による汚染状況の把握及び汚染による健康被害の防止を目的として実施された土壌汚染状況調査の結果、土壌汚染が判明した土地について健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定しています。

令和元年度末現在、高崎市では5箇所が形質変更時要届出区域に指定されています。

土壌汚染に関する詳細については、「資料編（別冊） 第2節 工場・事業場等に対する規制 2 水質・土壌」（84～87ページ）をご参照ください。

3 騒音・振動への対策

市民の快適な日常生活の妨げとなるおそれのある騒音や振動への対策を行い、生活環境の保全に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 騒音・振動の防止

○騒音の測定

市内の騒音の実態を把握するため、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道、特定工場等について、測定を実施しています。

環境騒音については、一般地域（22 地点）と道路に面する地域（13 地点）の計 35 地点において測定を実施しました。

[表] 騒音に係る環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
昼間（6～22 時）	33／35	33／35	35／35	33／34	35／35
夜間（22～6 時）	31／35	30／35	30／35	32／34	32／35

測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 3 騒音・振動」（42～52 ページ）をご参照ください。

○新幹線鉄道騒音等の被害緩和対策の要請

新幹線鉄道は重要な交通手段として定着していますが、騒音に係る環境基準を超過している箇所が多いことから、沿線自治体として群馬県から関係機関に対して騒音の低減対策を要望しています。

令和元年度は、上越・北陸新幹線の沿線 9 箇所において定点測定を実施した結果、6 地点で環境基準を達成していました。

○特定施設を設置している工場・事業場への立入検査（騒音）

特定施設を設置している工場・事業場は、事前の届出と規制基準の遵守が義務づけられているため、騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例に基づき、特定施設設置等の届出の受付を行っています。騒音特定施設については延べ 618 事業場、振動特定施設については延べ 658 事業場が届出をしています。

また、随時立入検査を実施し、届出内容と実態との整合性や騒音・振動の発生状況を確認した上で、必要な指導を行っています。

令和元年度は、特定施設を保有する 18 事業場に対して立入検査を行った結果、6 事業場に対して届出書に関する指導を行いました。

立入検査等の詳細については、「資料編（別冊） 第 2 節 工場・事業場等に対する規制 3 騒音・振動」（88～96 ページ）をご参照ください。

○特定建設作業の騒音・振動の低減に向けた指導

作業時に大きな騒音や振動を発生させ、近隣に影響を与える重機等を使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例において、特定建設作業として規定されています。

騒音・振動を低減させるために、特定建設作業を実施する場合には、法令に基づき事前の届出を義務づけています。

令和元年度は、合計で 50 件の届出がありました。

届出等の詳細については、「資料編（別冊） 第 2 節 工場・事業場等に対する規制 3 騒音・振動」（96～97 ページ）をご参照ください。

○騒音・振動に関する相談対応

市民からの相談等に基づいて、原因者に対して必要な防音・防振対策を指導しています。

令和元年度の騒音・振動に関する相談件数は、騒音 27 件、振動 3 件でした。

4 化学物質による環境汚染への対策

人の健康や生物の生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質への対策を行い、市民への健康被害の未然防止に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 化学物質による環境汚染の防止

○ダイオキシン類等の監視・測定

本市におけるダイオキシン類の汚染状況を把握し、健康被害を未然に防止するため、大気・河川水・河川の底質・土壌において監視・測定を実施しています。

[表] ダイオキシン類に係る環境基準達成率（大気・河川水・河川の底質・土壌）
（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
達成率	100%	100%	100%	100%	100%

[表] ダイオキシン類の測定地点および環境基準達成状況（令和元年度）

	測定地点	達成状況
大気	中居公民館、群馬支所、榛名支所、吉井支所	全ての地点で達成
河川水及び 河川の底質	烏川（烏川大橋）、碓氷川（八千代橋）、 相間川（相間川橋）	全ての地点で達成
土壌	倉渕せせらぎ公園、烏川公園、高崎公園、 ふれあい公園	全ての地点で達成

[表] ダイオキシン類の環境基準達成状況（達成地点／測定地点）（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
大気	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4
河川水	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
河川の底質	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3
土壌	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4

測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 4 化学物質」（53～54 ページ）をご参照ください。

○特定施設を設置している工場・事業場及び特定工事現場への立入検査

ダイオキシン類の大气や水への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく特定施設を設置している工場・事業場について、立入検査を行っています。また、これらの工場・事業場は特定施設の自主測定が義務付けられており、その結果の報告を受け付けています。

令和元年度は、延べ3の工場・事業場に対して立入検査を実施し、届出内容や施設の実態の確認等を行いました。また、延べ14の工場・事業場から自主測定の結果を受け付けましたが、規制基準に適合していない工場・事業場はありませんでした。

○アスベスト含有建築物等の解体等の届出に関する事務

吹付けアスベスト等が使用されている建築物を解体・補修するなどの作業を行う場合には大気汚染防止法による届出が義務づけられ、作業の際に飛散を防ぐ措置をとることになっています。届出があった場合には、当該建築物等に立入り、適正に作業されているかを確認しています。

令和元年度の届出件数は、8件でした。

○化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）に係る届出の受付

本制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物としての事業所外への移動量を事業者が自ら把握し、国に対して届け出るとともに、国は届出データに基づき、排出量・移動量を集計し公表するものです。

本制度の目的は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者による化学物質の自主的な管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することとしています。

指定されている化学物質を取扱う事業者（製造業、燃料小売業等）は、本市を經由して、主務大臣に届け出なければなりません。

令和元年度（平成30年度把握分）は、届出要件に該当する延べ115の事業所からの届出を受け付けました。

届出等の詳細については、「資料編（別冊） 第2節 工場・事業場等に対する規制 4 化学物質」（99～102 ページ）をご参照ください。

5 生活環境への対策

市民生活を妨げるおそれのある有害鳥獣による生活被害対策や民間事業に伴う盛土行為の規制を行います。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 有害鳥獣への対策

○まちなか有害鳥獣捕獲の支援

鳥獣による市街地等の一般家屋における生活被害を防止し、良好な市民生活を確保することを目的として、平成30年度より、ハクビシンやアライグマ、タヌキなどの小型の鳥獣を対象とした捕獲用具の貸出等による支援を行っています。

また、令和元年度から高齢者や車等の移動手段がない等、箱わなの貸出しが利用できない市民に対して、委託により箱わなの設置から回収までを行っています。

令和元年度の実績は、箱わな貸出事業による貸出件数が54件（鳥獣捕獲頭数30頭）、委託事業による設置件数が45件（鳥獣捕獲頭数36頭）でした。

(2) 無秩序な土砂などの堆積防止

○土砂などの堆積への規制

土砂などの堆積に関し、必要な規制を行うことにより、災害の発生及び土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、平成25年7月より高崎市土砂等の規制に関する条例を施行しています。500m²以上の土砂などの堆積を行う場合には、当該条例によりあらかじめ許可又は届出が必要となります。

令和元年度は、許可が2件、届出が115件ありました。

6 放射性物質への対策

市民が安心して日常生活を送れるよう、信頼性のある情報の発信を行います。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 放射線量などの把握

○放射線の定点測定

日常における放射線の影響を調査するために、空間放射線量の定点測定を実施しています。定点測定は平成23年6月から実施し、平成24年4月からは市内120箇所に拡充しています。

測定している箇所は、市内全域の放射線量が把握できるように子どもが通う小学校、幼稚園及び保育園等の公共施設を中心としています。測定は、毎月2回（第2週、第4週）実施しており、令和元年度の測定で、国の除染基準（地上1mの高さ、面的測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上）に該当する結果は出ていません。



測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第1節 測定データ 5 放射性物質」（56～59ページ）をご参照ください。

(2) 市民への空間放射線量測定器の無料貸出し

○空間放射線量測定器の無料貸出し

市民が自ら身近な場所の放射線量の測定を行えるよう、空間放射線量測定器の無料貸出しを平成24年4月から行っています。

貸し出している測定器は簡易型の空間放射線量を測定するもので、本庁5台及び各支所1台ずつ、計11台を貸し出しています。

令和元年度の貸出件数は、合計で5件でした。

庁舎ごとの件数は以下のとおりです。



[表] 令和元年度貸出件数

(単位：件)

本庁	倉渕支所	箕郷支所	群馬支所	新町支所	榛名支所	吉井支所
2	0	1	1	0	0	1

(3) 健康に係わる信頼の確保

○焼却施設等における放射性物質の測定

焼却された廃棄物の安全性を確認するため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、焼却施設等（高浜クリーンセンター、吉井クリーンセンター、エコパーク榛名）の放射性物質の測定を行っています。

本市の焼却施設から排出される焼却灰は、埋立て処分の基準値（8,000Bq/kg）を大きく下回っており、埋め立て処理に支障はなく、排ガスについても放射性物質は検出されていません。

焼却施設の焼却灰と不燃ごみの残渣を埋め立てているエコパーク榛名（最終処分場）の測定でも、水処理施設で浸出水を処理した後の処理水と周縁地下水から放射性物質は検出されていません。

○下水汚泥の放射性物質の測定

排出された下水汚泥の安全性を確認するため、放射性物質汚染対処特措法及び産業廃棄物処理業者受入基準に基づき、本市の水処理センター等では、下水汚泥の放射性物質（セシウム 134 及び 137）の測定を実施しています。

令和元年度は、阿久津水処理センター（脱水汚泥ほか：21 検体）、城南水処理センター（し渣、沈砂：2 検体）、榛名湖水質管理センター（脱水汚泥：1 検体）で測定を実施した結果、問題となるような値はありませんでした。

○プール水の放射性物質の測定

プール水の安全性を確認するため、市内小中学校のプール水の放射性物質の測定を平成 23 年度より開始しました。

令和元年度は、小学校 2 校、中学校 1 校を抽出して、6 月 25 日に実施しました。結果はいずれも不検出となっています。

○水道水中の放射性物質の検査

水道水中の安全性を確認するため、若田浄水場、唐松浄水場、岩崎浄水場、及び各支所地域浄水場で毎月、水道水中の放射性物質の検査を実施しています。平成 24 年 4 月 1 日から食品衛生法に基づき、水道水については放射性セシウム（セシウム 134 及び 137 の合計）の管理目標値として 200Bq/kg から 10 Bq/kg へと基準値が変更されました。

なお、放射性ヨウ素（ヨウ素 131）については、半減期が 8 日間と短く周辺環境においても検出されていないことから食品衛生法の規制対象から除外されたため、水道水の検査対象項目からも除外されました。

令和元年度の検査結果は引き続き不検出となっています。

○市内を流通する食品等の放射性物質の検査

市内を流通する食品等の安全確認のため、放射性物質の検査を実施しています。検査対象は、小売店に流通している食品のうち、市内で生産・製造された食品を中心に検査を実施しています。

令和元年度は、10 件検査し、基準値を上回った食品はありませんでした。

○公立保育所・幼稚園、小・中学校等における給食の放射性物質の検査

安心安全な給食の提供に努めるため、平成 24 年 1 月から給食における放射性物質の検査を実施しています。

市内を 12 地域に分け、毎週 3 地域ずつ、1 地域につき 1 給食施設を抽出して順番に検査しており、1 か月（4 週間）で全 12 地域を検査します。

令和元年度は、市内の保育所（26 検体）・幼稚園（4 検体）・こども園（2 検体）・小学校（45 検体）・中学校（26 検体）・特別支援学校（1 検体）・給食センター（3 検体）を対象に、107 検体を検査しました。結果はいずれも不検出となっています。

各施設における測定結果等の詳細については、「資料編（別冊） 第 1 節 測定データ 5 放射性物質」（60～72 ページ）をご参照ください。

第3節 地球環境に配慮するまちづくり

身近な問題とされる地球温暖化は、気温の上昇や局地的な大雨など、わたしたちの日常において大きく影響をもたらしています。

この変化はわたしたちの未来に関わる大きな問題であり、市民一人ひとりが身近に感じ、生活様式を見つめ直し、温室効果ガスの排出を抑制する行動に心掛けるなど、地球環境に配慮するまちを目指します。

1 地球温暖化対策

高崎市地球温暖化対策実行計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、効果的なエネルギーの使用や森林保全などにより地球温暖化防止に努めます。

◇高崎市地球温暖化対策実行計画とは…

市内の温室効果ガス排出量を削減するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、計画を策定しています。本計画は、高崎市域全体の温室効果ガス削減を目指している区域施策編と、市の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減を目指している事務事業編によって構成されています。

◇市内の温室効果ガス排出量

平成 29 年度の市内温室効果ガス排出量は 2,528,303 t-CO₂ となり、前年度に比べて約 1%減少しました。

[表] 市内の温室効果ガス排出量（平成 26~29 年度）（単位:t-CO₂）

	(基準年度) 15 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
排出量	2,762,089	2,648,723	2,583,202	2,559,700	2,528,303

(※) 算定の際に用いる国及び群馬県等の統計データなどが 2~3 年程度遅れて公表されるため、最新の市内の温室効果ガス排出量は、平成 29 年度の実績となります。

(※) 平成 28 年度からの電力小売全面自由化に伴い、市内の電力使用量の把握が困難となったことから、「都道府県別エネルギー消費統計」等を基に、過去に遡って算出し直しています。

温室効果ガス排出量等の詳細、いままでの算出方法による数値については、「資料編（別冊） 第 3 節 地球温暖化対策 1 温室効果ガス排出量の算定」（105~107 ページ）をご参照ください。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 地域交通の利用促進

○ぐるりんの運行

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用を推進しています。

令和元年度については、「ぐるりん」都心循環線、少林山線、高経大線、大八木線、京ヶ島線、群馬の森線、倉賀野線、観音山線、岩鼻線及び支所地域の「ぐるりん」新町線、こうづけ国分寺線、かみつけの里線、白川線、生原線、松原線、柏木沢線、榛名線、倉淵線の18路線で運行し、699,446人（前年比13,597人の増）の利用がありました。



また、各地域の実情に応え、新町地域と箕郷地域では小型車両で運行しています。

○はるバスの運行

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用促進を図るとともに榛名地域の交通空白地域における市民の交通手段を確保するために、「はるバス」を運行しています。

令和元年度は、斉渡中北線、宮沢白岩線の2路線を平日13便運行し、年間6,820人の利用がありました。

○よしいバスの運行

エネルギーや環境問題に対応するため、環境への負荷が少ない公共交通の利用促進を図るとともに、交通空白地域における市民の交通手段を確保するために、「よしいバス」を運行しています。

令和元年度は、坂口・奥平線、東谷・西吉井線、多比良・小串線、南陽台・馬庭線、吉井・藤岡線の5路線を平日1日29便運行し、年間23,588人の利用がありました。



○高崎まちなかコミュニティサイクルの実施

道路空間を活用し、JR高崎駅の利用者や郊外から車でまちなかを訪れる人々などの中心市街地での「新たな足」として、まちなかの回遊性向上と賑わい創出、そしてまちなかのCO₂削減につなげていくため、コミュニティサイクル（通称『高チャリ』）事業を実施しています。

高崎駅から市役所・図書館を結ぶシンフォニーロードと、高島屋とスズランを結ぶ慈光・大手前通りに囲まれたエリアを中心にサイクルポートを設置し、無料（100円デポジット方式）貸出自転車を配置しています。

令和元年度末現在、サイクルポート16箇所を設置し、150台の自転車を配置しています。

○レンタサイクルの無料貸出

観光・名所旧跡などの施設巡りや、サイクリング・買物などを目的として幅広く利用してもらうために、放置自転車を再利用したレンタサイクルを市営自転車駐車場 7 箇所にて無料で貸し出ししています。身分を証明するものをお持ちであれば、どなたでもご利用いただけます。

[表] レンタサイクル貸し出し実績（平成 27～令和元年度）（単位：台）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
群馬八幡駅前	116	110	108	115	88
倉賀野駅南口	328	350	368	362	331
高崎駅西口	1,413	1,509	1,477	1,703	1,745
北高崎駅	136	126	123	146	114
井野駅西口	139	166	184	123	145
問屋町駅貝沢口	554	539	526	495	417
問屋町駅問屋口	614	608	659	667	765
合 計	3,300	3,408	3,445	3,611	3,605

○自転車等駐車場の管理運営

放置自転車等を原因とする歩行者や自動車の通行困難を解消するため、自転車等駐車場の管理運営を行っています。

JR 駅周辺に市営自転車駐車場が有料 8 箇所（井野駅東口・西口、群馬八幡駅、高崎駅西口、倉賀野駅南口、北高崎駅、高崎問屋町駅貝沢口・問屋口）、無料 5 箇所（倉賀野駅北口、新町駅東・西、新町駅南第 1・第 2）の計 13 箇所あります。

[表] 自転車駐車場（有料 8 箇所）契約台数（平成 27～令和元年度）（単位：台）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
月ぎめ	44,191	43,722	43,384	42,918	37,856
日ぎめ	108,197	109,168	114,769	118,251	115,000

○鉄道網整備への支援

交通弱者の日常生活に必要な公共交通である鉄道網の維持・促進を図るために、上信電鉄沿線の市町村、県によって構成されている上信電鉄沿線市町村連絡協議会を設置しており、引き続き上信電鉄の経営再建計画に基づいて協議を行い、鉄道網の維持、利便性の向上のための修繕等に対し、補助金を交付しました。

また、上信電鉄が主催するイベント等に協議会を通じて協力・協賛し、利用促進を図りました。

(2) 省エネルギーの推進

○公共施設における省エネルギーの推進

夏季の節電・省エネルギー対策の取り組みを推進するために、クールビズの実施および全庁のお知らせ等を行っているほか、クールシェアへの参加を推進しており、令和元年度は 25 施設が参加しました。

また、省エネルギー設備として、高崎市役所本庁舎や高崎市総合保健センター等に、地中熱を利用した地域冷暖房を導入しています。

その他、総合保健センター・中央図書館においては、テラスの屋上緑化や立体駐車場の壁面緑化、避難誘導灯等の LED 照明、高効率給湯器を導入しているほか、南陽台第七公園、榛名ふれあい公園、三ツ寺公園では、風力発電と太陽光発電と蓄電池を組み合わせたハイブリッド公園灯を設置しています。



○学校・幼稚園における暑さ対策の推進

震災後の電力不足や昨今の猛暑に対応するため、各学校・幼稚園では電気を使わない教室の暑さ対策に取り組んでいます。教育委員会では平成 23 年度に「暑さ対策検討委員会」を設置し、専門家の方々から意見をもらい、各学校・幼稚園はその提案の中で実施可能な方策を検討し、実施してきました。

令和元年度については、以下のように各学校・幼稚園で工夫をこらした暑さ対策に積極的に取り組み、環境への配慮や熱中症対策に努めました。

[表] 各学校・幼稚園での取組内容（令和元年度）

取組内容	実施校数
グリーンカーテン	26 校
ミストシャワー	44 校
ベランダなどへの遮光ネット	16 校
すだれやよしずの設置	18 校

○市有施設への電気自動車用急速充電器の整備

本市は、自動車から排出される温室効果ガスの割合が、全国に比べて高い状況にあります。

電気自動車等の次世代自動車を普及し、自動車から排出される温室効果ガスの削減を図るため、市有施設 9 箇所に電気自動車用急速充電器を設置し、運営しています。

高崎市役所本庁舎は平成 24 年 10 月 28 日より、その他の施設は平成 26 年 4 月 1 日より供用を開始しました。令和元年度の利用数は 3,771 件でした。



[表] 電気自動車急速充電器設置場所（市有施設 9 箇所）及び利用件数

施設名	受付時間	令和元年度 利用件数（件）
高崎市役所本庁舎	午前 8 時 30 分～午後 4 時 45 分 (利用時間は午後 5 時 15 分まで)	1,228
倉渚支所		372
箕郷支所		467
群馬支所		660
新町支所		338
榛名支所		187
吉井支所		324
はまゆう山荘	午前 8 時から午後 7 時 30 分 (利用時間は午後 8 時まで)	81
榛名湖温泉ゆうすげ		114
合計		3,771

○町内会による街路灯の LED 化の推進

エネルギー対策と犯罪防止及び交通安全を図ることを目的とし、町内会が設置する街路灯について、設置費用の一部を補助しています。

令和元年度実績としては、新設 378 灯、改修 148 灯、計 526 灯であり、補助金合計額は 9,343,200 円でした。

○商店街団体による街路灯の LED 化の推進

エネルギー対策と商店街の電気料負担の軽減を図るため、商店街団体の LED 街路灯の設置等について、費用の一部を補助しています。

令和元年度は、新設が 63 基で補助金合計額は 17,640,000 円でした。

○建築物の省エネルギー化の推進

建築物分野の省エネルギー化を図るため、平成 27 年 7 月 8 日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が公布されました。

それに伴って、平成 28 年 4 月 1 日から、全ての建築物を対象に誘導措置として「建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度」と「建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度」を実施し、平成 29 年 4 月 1 日からは、一定規模以上の建築物を対象に規制措置として「建築物のエネルギー消費性能適合性判定制度」と「建築物のエネルギー消費性能計画の届出制度」も実施しています。

[表] 各種制度の実施状況（令和元年度）

（単位：件）

制度の種類	実施状況
建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度	4
建築物のエネルギー消費性能適合性判定制度	2
建築物のエネルギー消費性能計画の届出制度	92

(3) 再生可能エネルギーの活用

○住宅用太陽光発電システムの普及促進

地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的として、平成 21 年度から住宅用太陽光発電システムを設置した市民に補助金を交付しています。

補助制度による令和元年度までの累計交付件数は 8,501 件、累計出力は約 38MW（メガワット）でした。

平成 21 年度以降の補助金制度を利用して設置された太陽光発電システム設備全体による、令和元年度の二酸化炭素排出削減量（※）は、17,770 t-CO₂、平成 21 年度から令和元年度までの累計二酸化炭素排出削減量は、120,935 t-CO₂ となります。



令和元年度の補助金交付件数は 281 件で、出力合計は約 1.39MW に上ります。

[表] 住宅用太陽光発電システム導入補助実績（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
交付件数（件）	646	637	413	448	281
出力合計（MW）	3.08	3.14	2.12	2.26	1.39
年間発電量（万 kWh）	308	314	212	226	139

令和元年度に補助金の交付を受けた太陽光発電設備による年間二酸化炭素排出削減量は、約 651t-CO₂ でした。

（※）二酸化炭素排出削減量は、東京電力エナジーパートナー（株）の平成 30 年度実排出係数 0.000468t-CO₂/kWh で算出

○公共施設における再生可能エネルギーの導入

温室効果ガス排出量を削減するために、市有施設の新築や改築の際に、自家消費型の太陽光発電設備を導入しています。

特に、吉井福祉センター、中央小学校、新町第一小学校には災害対策用蓄電システムを備えた太陽光発電システムを導入しています。

令和元年度には新たに、高崎芸術劇場に太陽光発電設備が導入されました。



公共施設における太陽光発電設備の主な導入状況については、「資料編（別冊） 第 3 節 地球温暖化対策 2 太陽光発電設備の導入」（109 ページ）をご参照ください。

○事業者用太陽光発電設備の導入支援

再生可能エネルギーの普及促進と市内産業振興を図るため、市内事業所に太陽光発電設備を設置しようとする事業者（法人）に対して、費用の一部を助成しています。

令和元年度は、申請件数が1件で21.28kWの太陽光発電設備を導入しました。

○水道施設における再生可能エネルギーの導入

環境負荷を低減するために、若田浄水場及び白川浄水場において、水道施設の一部を利活用した小水力発電設備を導入しています。小水力発電などの再生可能エネルギーは、発電する際に二酸化炭素を排出しないため、温室効果ガス排出量の削減が期待されています。



[表] 小水力発電設備稼働実績（平成27～令和元年度）

		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
若田 浄水場	年間発電量 (kWh)	642,190	636,911	623,958	628,630	625,740
	年間CO ₂ 削減量 (t)	324	318	319	322	305
白川 浄水場	年間発電量 (kWh)	468,721	421,279	463,087	463,076	462,410
	年間CO ₂ 削減量 (t)	236	210	237	237	225

(4) CO₂吸収源である森林の整備保全

○森林の保全

森林によるCO₂の吸収も、温室効果ガスの排出量削減に大きな働きをしています。本市では、CO₂吸収源である森林の保全のために、間伐などの森林整備に努めています。

[表] 森林面積（平成27～令和元年度）（単位：ha）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
森林面積	21,547	21,547	21,547	21,547	21,547

○適正な間伐の促進

森林を守り、森林の有する国土保全の維持、水源かん養等の公益的機能の高度発揮、森林資源の質的充実に向けた森林環境の整備及び健全な森林造成を促進するため、間伐促進事業補助金により森林所有者の間伐費用を補助しています。

[表] 間伐促進事業補助面積（平成27～令和元年度）（単位：ha）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
補助面積	37.05	54.52	34.96	42.00	74.65

○森林の広葉樹林化の推進

住民のふる里となるべき自然豊かな森林環境を創造し次世代に引き継いでいくため、また、森林の持つ多様な公益的機能を保全・活用するため、吉井地域南部の市有林で平成 17 年度から 24 年度までの間に、針葉樹林を間伐した山林に、広葉樹を植林しました。

令和元年度は、植林した広葉樹林の管理として、下草刈り 4.14ha、補植 1,500 本の保育管理作業及びシカ獣害防止チューブ 1,000 本を行いました。

○美しい森林づくりの基盤整備

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が施行されたことに伴い、同法第 5 条の特定間伐等促進計画の実施及び地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進のため、間伐や林道整備に対し国庫補助が適用されます。

市は、国庫補助金を財源とする補助金を、間伐等を行う森林所有者に対して補助しています。

[表] 美しい森林づくり基盤整備事業補助面積（平成 27～令和元年度）（単位：ha）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
補助面積	26.92	14.06	9.88	8.07	3.50

○市有林の間伐

市有林を適正に維持するため、間伐や枝打ち、下刈り等、市有林の管理をしています。

[表] 市有林間伐面積（平成 27～令和元年度）（単位：ha）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
間伐面積	10.30	9.60	10.26	2.29	0.00

第4節 緑豊かで魅力あふれるまちづくり

先人たちが築いてきた魅力ある歴史的資産を途絶えさせることなく、誇らしい地域の特性とともに美しい自然を後世に引き継ぎ、緑豊かで魅力あふれるまちを目指します。

1 公園緑地の整備、歴史的資産の保全

人々の心を和ませ、心身をリフレッシュさせる効果のある緑があふれる独創的な街並みの保全に努めます。また、地域ならではの魅力ある歴史的資産のみならず、その価値を損なうことのないよう周辺環境も守りながら未来に継承していきます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 緑化の推進

①市民の緑化意識の高揚

○花の里親制度の実施

市民参加による道路緑化の推進と啓発を目的に、春と秋の年2回、里親に自宅で花苗を1か月程育ててもらい、その後生長した花苗をシンフォニーロードのプランターに移植し、通年にわたり管理をしてもらいました。

令和元年度末現在で設置された花の里親プランターは110基、花の里親登録者数は76名です。

○苗木等の配布

緑化意識の高揚のため、スプリングフェスティバルに協賛し、「昭和の日」(4月29日)に、緑化団体との共催で、市民に対して苗木・花鉢・花の種の配布を行っています。

令和元年度は、苗木680本、花鉢620鉢、花の種411袋を配布しました。

○誕生記念樹の贈呈

緑化意識の高揚のため、平成30年10月1日～平成31年3月31日までの出生児には5月に、平成31年4月1日～令和元年9月30日までの出生児には、11月に記念の樹木を贈呈しました。

贈呈数は、2回の合計で1,495人(対象者数2,689人の約56%)でした。

○緑化コンクールの実施

緑化や環境への関心と認識を深めるとともに、広く市民に緑化の啓発、PRを図るため、各種コンクールを開催しました。

<コンクールの開催状況(令和元年度)>

・花いっぱいコンクール

小・中学校、幼稚園、保育所を対象とした花壇等のコンクールで、令和元年度は16団体が参加しました。



・緑化ポスターコンクール

小・中学生を対象とした緑化ポスターや風景面のコンクールで、令和元年度の応募点数は524点でした。



②民有地の緑化推進

○生垣づくりの奨励

都市部・住宅地での緑化を進めるため、生垣設置の奨励を推進し、生垣は境界や目隠しだけでなく、防災や環境の改善、やすらぎを与える景観づくりなどの機能もあるため、生垣の奨励基準に該当する申請者に補助金を交付しました。

令和元年度の補助件数は13件で、生垣が245m新設されました。

③公共施設の緑化推進

○公共施設等への植栽

高崎駅西口線や街中、公園施設の緑化推進を図るため、各種事業を実施しました。

[表] 公共施設等への植栽実績（令和元年度）

事業内容
高崎駅西口線及びシンフォニー花壇・ハーブの泉プランター植栽工事（前期・後期）
花の里親道路花壇植え付け準備工事（前期・後期）
庁舎前広場円形花壇植栽工事（前期・後期）
シンフォニーガーデン土壤改良工事
烏川堤防花壇植栽工事（前期・後期）

④緑化活動団体の支援

○緑化活動団体への支援

潤いのある快適な環境づくりに寄与することを目的に、緑化推進を図る緑化活動団体等へ支援を行いました。

[表] 緑化活動団体への支援実績（令和元年度）

支援団体
高崎市緑化運動推進委員会
緑の少年団（市内全小学校58校）
環境緑化推進団体（花苗の配布等）

(2) 公園・緑地の適正な整備

○都市公園の適正な整備

快適な生活環境を創出するために、身近な公園や緑地について整備を進めるため、土地区画整理事業等と連動しながら各地区のニーズを考慮し、相対的に不均衡のないように、適正配置に努めています。

令和元年度については、他事業との調整により、街区公園整備事業としての公園整備は行いませんでした。

[表] 市民 1 人当たりの都市公園面積（平成 27～令和元年度）（単位：m²）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
都市公園面積	21.29	21.35	21.93	21.95	21.95

○河川緑地の整備

本市には多くの河川が流下し、自然とふれあえる空間として水辺や緑の保全を図るとともに、河川空間を緑地や親水公園などとして有効に活用することにより、市民をはじめ多くの人々に親しまれるよう水辺環境の整備に取り組んでいます。

令和元年度の整備箇所はありませんでした。

○特別緑地保全地区等の指定・管理

都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的として、特別緑地保全地区や一般緑地の指定・管理を行っています。

令和元年度末現在、特別緑地保全地区は 4 地区で合計 13.6ha、一般緑地は 9 地区で合計 107.3ha が指定されています。

[表] 特別緑地保全地区等指定一覧（令和元年度末現在）

	地区名	面積
特別緑地保全地区 (4 地区)	八幡八幡宮特別緑地保全地区	2.6ha
	少林山特別緑地保全地区	3.7ha
	慈眼寺特別緑地保全地区	2.0ha
	護国神社特別緑地保全地区	5.3ha
一般緑地 (9 地区)	烏川緑地、烏川 2 号緑地、乗附緑地、中居緑地、城南緑地、六郷緑地、原郷緑地、下滝緑地、大利根緑地	107.3ha

(3) 史跡と貴重な動植物の保全保護

①歴史的資産の保全

○市内史跡の整備

歴史的資産を保全するために、ユネスコ「世界の記憶」に登録された上野三碑に代表される市内の史跡の整備に努めています。

歴史的資産の保全のため、上野三碑については、覆屋に温湿度計を設置して碑の保存環境を管理し、また、国指定史跡である日高遺跡・箕輪城跡・北谷遺跡・保渡田古墳群等については、除草等により維持管理を図りました。

②貴重な動植物の保護育成

○貴重種の保護育成の取り組み

天然記念物などの本市を特徴づける貴重種を保護育成するために、様々な取り組みを行っています。

令和元年度は、県指定天然記念物「萩原の大笠マツ」について、群馬県文化財保存事業費補助金を活用し、日常的な維持管理では対応が困難な添え木や支柱の設置を行い、樹木の健康維持・活性化を図りました。

2 里地里山の保全

緑豊かで多様な生物がすみ、自然の資源を生産する場として重要な里地里山の保全に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 農地の保全

○農地（耕地）の確保

自然の恵みを得られる農地を確保するため、各種支援を通じて、適切な農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止等に努めています。

[表] 農用地区域内農地（耕地）面積（平成 27～令和元年度）（単位：ha）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
農地（耕地）面積	5,379	5,583	5,384	5,333	5,312

○農地の流動化・集積の促進

地域の実情に即した地域農業の構造改善を促進するため、推進体制の整備を図るとともに、農地の流動化の促進や土地利用調整機能の強化等を通じて、農用地の確保及び有効利用と農業の担い手の育成確保を図るため、農地の借り手に対して農地利用集積促進奨励金を交付しています。

令和元年度は、延べ 52 人に交付しました。

○中山間地域の農用地を維持管理している集落への支援

中山間地域における条件の悪い農用地に対し、適切な農業生産活動が継続できるように、地域集落への交付金による支援を行っています。

令和元年度は、26 集落へ支援を行いました。

(2) 里山の整備

○人と野生鳥獣のすみわけによる環境づくり

人と野生鳥獣のすみわけを行い、野生鳥獣が出没しづらい環境作りを行うために、野生鳥獣の隠れ場になっている竹やぶ等を整備する地域活動に対しての補助を行っています。

令和元年度は、14 地区に補助を行いました。

3 自然環境の保全

緑豊かな美しい自然の恵みを未来につないでいくため、近代化が進む生活環境との調和を図り、自然環境の保全に努めます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 生物多様性への理解の促進

○市民に対する生物多様性への理解の促進

市民の生物多様性への理解促進を目的として、ヒアリやセアカゴケグモなどの特定外来生物の情報を市ホームページに掲載しています。また、特定外来生物による市内の生態系への被害防止に取り組むことで、在来種の保護に努めています。

(2) 水源かん養林の保全

○水源かん養林の造成

森林の持つ保水能力、水質浄化機能を向上させ、河川流量の安定確保、水質安定維持へとつなげるため、水源かん養林として森林の整備・管理を行っています。

令和元年度は、現地調査の結果、面積 12.48ha の下刈り、間伐、除伐作業を実施しました。



(3) 自然環境と再生可能エネルギー発電設備との調和

○特別保全地区における規制

自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、もって美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与することを目的として、平成 27 年度より高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を施行しています。

当該条例では自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定し、当該地区内において再生可能エネルギー発電設備を設置する事業を行う場合は許可が必要となります。

令和元年度は許可の実績がありませんでした。

(4) 保存樹木の指定

○保存樹木等への補助

市民の良好な自然環境を確保し、かつ美観風致を維持する取り組みを支援し、民有地緑化を推進するため、保存樹木に該当する樹木・樹林・生垣の所有者に補助金を交付しました。

令和元年度の保存樹木補助金交付件数は、345件でした。

[表] 保存樹木等指定件数（令和元年度末現在）

	件数
保存樹木（本）	269
保存生垣（箇所）	75
保存樹林（箇所）	6

○森林病虫害等の防除

松林における松くい虫被害の拡大防止のため、樹幹注入・伐倒駆除等を行い健全な松林の保全を図っています。

[表] 森林病虫害等の防除対策件数（令和元年度）

対策内容	本数
樹幹注入（被害防除）	66本
伐倒駆除等（伐倒、玉切り、薬剤散布）	102本（94.6 m ³ ）
その他（倒木災害防止）	8本（8.27 m ³ ）

第5節 自ら環境を考え人がつながるまちづくり

本市の目指す姿を実現するためには、市民一人ひとりが環境について考え、主体的に行動することが重要となります。そのために必要となる能力を身に付け、実践できるよう、環境教育や環境学習の充実を図ります。

また、日頃から市民や市民団体、事業者が連携を図るとともに、良好な環境の保全と創造に向けて協力しあい、環境に配慮された日常を目指します。

1 環境教育・環境学習の推進

市民が環境に関心を持ち、主体的に環境に配慮する行動を実践できるよう、環境教育及び環境学習の充実に取り組みます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 環境教育の推進

①児童生徒への環境教育の推進

○副読本「地球とともに」の作成・改訂

本市の実態に即した環境教育を推進するため、市内の環境教育に関する写真や絵・図などを掲載した副読本「地球とともに」（小学校4～6学年用）を編集・作成し、小学校4年生全員に配付しています。本副読本は、中学年以上（4～6年生）の各教科・領域で環境に関する学習に活用されています。

令和元年度は編集委員会を8回開催し、翌年度用に3,500部の副読本を作成しました。

○たかさき学校 ISO の実施

児童と教職員が一緒になって環境への取り組みを実践・学習することにより、環境についての関心を高め、正しい知識を習得し、日常から環境を大事にする意識と習慣を身に付けてもらうことを目的として、平成17年度より市内小学校を対象にたかさき学校 ISO の取り組みを実施しています。

令和元年度は、市内44校の小学校が取り組みました。

○水生生物調査学習会の開催

烏川の上流と下流に生息する水生生物に関する学習会を開催することで、自然の大切さや環境への関心を高めてもらうことを目的として、平成5年度より実施しています。

参加者には、室内学習や実際に川に入っの水生生物採取、河川の水質判定等を体験してもらっています。

令和元年度は、市内の小学校5・6年生とその家族を対象に計3回開催し、参加人数は111人でした。



○森林環境教育の実施

市内の小学生とその保護者を対象としたホタルの観察会や林業体験及び木工クラブ体験を通じて、森林の多面的な機能やその大切さなどを学び、自然環境への関心を高めることを目的として、倉渕地区において、「倉渕親子自然体験ツアー」を実施しました。

令和元年度は、2回実施し、計93名の参加がありました。

○グリーンツーリズムの実施

子どもや消費者に食の安全等、農業に対する理解を深めるため、収穫体験等の農業体験の機会を提供しています。

[表] グリーンツーリズム事業実施状況（令和元年度）

事業内容	参加者数
田んぼの生き物調査と野菜収穫、ブルーベリー狩り	42人
国分人参加収穫応援	42人

②学校における環境活動の推進

○学校環境活動展の実施

各学校の環境に関わる取り組みを紹介するために、「学校環境活動展」を開催しています。これは、日頃学校生活の中で行われている環境活動をパネル等で取りまとめた作品展であり、令和元年度は12月11～18日まで、高崎市役所1階ロビーで開催しました。市内の小・中・特別支援学校84校全ての学校の作品が展示され、多くの来場者がありました。



展示の内容は、リサイクル活動、緑化整備活動、環境美化活動が多く見られ、暑さ対策のためのグリーンカーテンやペットボトルキャップ回収、廃食用油回収など、各学校の特徴ある環境活動の様子が、わかりやすく展示されていました。

○ペットボトルキャップのリサイクル活動

市内の小中学校において、環境教育の一環として児童会や生徒会を中心に、ペットボトルキャップの回収を行っています。各校で回収されたペットボトルキャップは、関係機関等の協力を得て集められ、リサイクルされました。

令和元年度は各校より2回にわたり回収を行いました。

[表] ペットボトルキャップの回収実績（令和元年度）

回収実績	回収量 (kg)	参加校
第1回 (6月)	1925.0	61
第2回 (11月)	4,032.5	66

回収量の合計は5,957.5kgで、燃やして排出される二酸化炭素量(3.15kg/キャップ1kg)に換算すると約18,766kg-CO₂の削減となりました。

(2) 環境学習の推進

①市民の環境学習の推進

○広報高崎や市ホームページによる環境関連の情報発信

環境に関するイベント情報や支援事業などを広く周知するため、広報高崎や市ホームページを活用し、環境関連情報を発信しています。

令和元年度は、環境フェアの開催や住宅用太陽光発電システム導入補助制度などの記事を掲載しました。その他、市ホームページでは、廃棄物に関する情報、環境基準、放射性物質に関する測定結果などの各種データを掲載しました。

○出前講座による環境学習機会の提供

環境について学ぶ機会を提供するために、出前講座を行っています。出前講座では、市の職員などを講師として市民の皆さんの学習会や地域の集まりに派遣しています。環境の分野についても市民の要請に基づき、専門的知識を持つ職員が環境学習の支援を行っています。

[表] 令和元年度 出前講座実施状況（環境関連）

講座名	実施回数	参加人数
ごみの出し方、減らし方、活かし方	6回	170人

②家庭での環境学習の推進

○環境ポスター展の開催

次世代を担う子どもたちに、身近で起きている環境問題や環境の大切さを知り、環境にやさしい行動について考えてもらうことを目的として、平成7年度より実施しています。

令和元年度は、市内小学校40校から469点の力作が寄せられ、10月25～29日の間、高崎シティギャラリーにて全作品の展示を行い、来場者数は延べ1,192人でした。



○こどもエコクラブに対する活動の支援

こどもエコクラブは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる全国組織の環境活動のクラブです。子どもたちが人と環境の関わりについて理解を深めることで、地域に根ざした環境保全活動の環が広がることを目的としています。本市でも事務局を設置し、活動しています。

令和元年度末日現在で、20クラブ158人が登録しています。



2 市民・市民団体・事業者との連携

市民と市民団体、事業者とが積極的に連携し、環境保全活動に取り組みます。

【実現に向けた具体的な取り組み】

(1) 環境保健協議会との連携

○高崎市環境保健協議会との連携

高崎市環境保健協議会は、環境・衛生・保健などの問題について、市民と行政との事務連絡を円滑に処理するため、環境保健協議会支部長を各町内会に1人置き、保健衛生の向上増進や生活環境の改善に努めています。

市は、廃棄物の排出方法や資源物の分別排出の指導、廃棄物減量化や環境美化の推進、畜犬登録や狂犬病予防注射の周知などの環境衛生行政の推進のため、地域で活躍する当協議会と密接な連携を図っています。

[表] 令和元年度活動内容

実施月	活動内容
春季・秋季	環境パトロールの協力
6月	環境フェアの共催、クリーンアップキャンペーンへの参加
8月	夏季研修
2月	協議会だよりの発行

(2) たかさき環境パートナーシップ会議との連携

○たかさき環境パートナーシップ会議との連携

たかさき環境パートナーシップ会議は、市民団体、事業者及び市が協働し、良好な環境の保全及び創造に関する施策の推進を図ることを目的として、平成25年度に設置され活動しています。令和元年度末現在では、市民団体23、事業者48、計71の会員から成っています。



令和元年度は、実践活動として自転車利用促進イベント、清掃活動のほか、八ッ場ダム建設現場見学会を実施しました。また、環境フェアにおいて、ブース出展や中心市街地の清掃活動を行うクリーンアップキャンペーンへの参加など、相互に連携を図りました。

[表] 令和元年度活動内容

実施月	活動内容
5月	榛名山ヒルクライムタイムトライアルレース後の清掃活動
6月	環境フェア2019 (イベントブース出展、クリーンアップキャンペーン)
11月	八ッ場ダム建設現場見学会

(3) 高崎地区産業環境保全連絡協議会との連携

○高崎地区産業環境保全連絡協議会との連携

高崎地区産業環境保全連絡協議会は、企業における環境保全活動の推進及び産業公害の防止を目的とし、本市及び安中市に工場・事業場等を設ける 64 企業の参加により組織されています。

会員を対象に講演会、事例発表会、先進事業場等の視察見学会を開催するほか、環境保全・公害防止技術に係る情報提供等を行い、連携を図っています。

[表] 令和元年度活動内容

実施月	活動内容
5月	特別講演会
8月	定期講演会
11月	優良事業所見学会（㈱エコスファクトリー、クリクラ本庄工場）
12月	環境対策事例及び行政施策研修会 （協和キリン㈱、高崎市役所環境政策課）

(4) 環境啓発活動の充実

○環境に関するイベントの開催

環境省では、環境基本法に定められた 6 月 5 日の「環境の日」を中心とする 6 月の 1 か月間を「環境月間」として定めています。

毎年この日を中心に、市民一人ひとりが日常生活の中での生活環境や地球環境に対して関心と理解を深め、環境にやさしい生活の実践を促すことを目的として、環境フェアを中心に環境に関するさまざまなイベントを開催しています。

令和元年 6 月 8 日にもてなし広場で開催した「環境フェア 2019」では、高崎市水道局及び下水道局、高崎市環境保健協議会、たかさき環境パートナーシップ会議が共催し、「水道週間イベント」と合同でイベントを実施しました。市民や市内企業等による環境活動実演紹介や環境クイズ大会をはじめ、ゴム動力自動車の体験やフリーマーケット等様々な市民参加型の催しを実施しました。



[表] 環境月間イベント実施状況（令和元年度）

開催日	イベント内容
6月8日	・環境フェア 2019（リサイクルバザー、環境クイズ大会等） ・クリーンアップキャンペーン ・使用済小型家電の無料回収
6月10～16日	・古着、古本の無料回収
6月15日	・使用済小型家電の無料回収
6月16日	・廃タイヤ・廃バッテリー等の有料回収
6月15～16日	・粗大ごみのリユース品の公開展示 ・古着、古本無料交換会

○クリーンアップキャンペーンの実施

ポイ捨て防止啓発のために、令和元年6月8日の環境フェア2019の行事として民間団体の参加協力を得て、もてなし広場から高崎駅までクリーンアップキャンペーンを行っています。

令和元年度は可燃ごみ、不燃ごみ併せて36.0kgのごみが回収されました。

○たかさき環境賞の表彰

高崎市内で環境保全活動に積極的に取り組む個人、団体及び企業などを称えるために、たかさき環境賞を授賞しています。

令和元年度は、太陽ケミカルテクノロジー株式会社が受賞し、6月8日に開催した環境フェア2019の中で表彰しました。

○消費者団体等による啓発

消費者の啓発活動や消費者相互の交流と情報交換、消費生活改善のために、その目的に賛同する消費者団体による高崎市消費者団体連絡協議会を設置しています。

令和元年度は、6つの所属団体それぞれが啓発活動や実践活動を行い、その活動内容の一部を第42回高崎市民みんなの消費生活展で発表しました。

「いま伝えたい 暮らしの知恵と工夫」をテーマに663人の来場者に対して啓発を図りました。



(5) 中小企業の環境保全活動への支援

○ISO（国際標準化機構）等認証取得の支援

市内中小企業の競争力強化と地域社会の環境保護対策への貢献を求めるには、ISO14001 やエコアクション21等の環境マネジメントの認証取得が有効であるため、市内の中小企業がISOやエコアクションの認証取得を行った場合に、審査登録料や認証に係るコンサルタント料の一部を補助しています。

令和元年度の補助金交付件数は3件で、うち環境関連は0件でした。

[表] 補助金交付件数（平成27～令和元年度）

（単位：件）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
ISO14001	1	3	0	1	0
エコアクション	0	0	0	1	0
合計	1	3	0	2	0

○融資制度の実施

中小企業者や中小企業団体が環境保全対策に必要な資金を調達できるよう、融資制度（環境改善資金融資）を設けています。対象となる使いみちは、公害を防止するための施設整備、新エネルギーを利用した施設の整備、事業用 LED 照明等の導入、ISO14001 の認証取得、エコマーク商品の開発などです。

令和元年度は、融資の実績がありませんでした。

【あ行】

○ISO14001

国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）が規定する環境マネジメントシステムの国際規格のこと。ISO14001に基づき、企業等は環境方針を定め、環境に配慮した経営を行う。

○アスベスト

石綿（せきめん・いしわた）とも呼ばれる繊維状の鉱物。耐火性、吸音性、施工性などに優れることから建築材料、自動車部品、水道管など様々な分野で使われていたが、危険性が高い吹き付けアスベストは昭和 50 年に原則使用禁止となった。潜伏期間が長く、吸入後 15～40 年後に肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがある。

○一酸化炭素

一酸化炭素は、炭素またはその化合物が不完全燃焼した際に発生し、自動車の排出ガスや石炭等を燃焼させる工場などが主な発生源となっている。刺激作用がなく、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する。

○一般地域／道路に面する地域

道路に面する地域とは、自動車騒音の影響を受ける地域のことをいい、道路端から 50m の範囲内にある住居等のうち騒音レベルが環境基準を超過する戸数及び超過割合により評価することとされている。一方、一般地域は道路に面する地域以外の地域を指す。

○一般廃棄物

廃棄物処理法の定めで産業廃棄物に該当しない廃棄物のこと。家庭から排出されるごみが主なもの。

○OLED

電気を通すと発光する性質を持つ半導体の総称。Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードと呼ばれている。長寿命で消費電力も少ないため、日本全国で節電意識の高まる中、近年急速に普及しており、照明器具をはじめテレビや信号灯などで、幅広く使用されている。

○温室効果ガス

大気を構成する気体であって、太陽エネルギーにより温められた地表面から放出される赤外線を吸収し、再放出する気体の総称のこと。

【か行】

○学校給食残渣

学校給食の食べ残しや調理時に生じた野菜くずのこと。再生利用の取組を推進することが必要であるとの考えから、本市では学校給食残渣の堆肥化と飼料化を推進している。

○環境基準

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されていることが望ましい基準のこと。

○環境月間

環境省によって提唱され、関係省庁や地方公共団体、民間団体などによる各種普及啓発事業が行われている月間のこと。環境基本法で6月5日が環境の日と定められており、この日を含む6月が環境月間として提唱されている。

○環境美化協力員

市民の公衆衛生に対する関心と清掃事業に理解を深めるために置かれる協力員のこと。高崎、箕郷、群馬、新町地域の町内において、町内会ごとに一人、協力員として委嘱される。

○環境負荷

人の生活・活動が直接的あるいは間接的に自然環境に与える悪影響やダメージなどのこと。環境基本法において、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と規定される。

○環境保健委員

保健及び衛生行政における市民への事務連絡を円滑に処理するために置かれる委員のこと。町内会ごとに一人、委員として委嘱され、環境、保健及び衛生に関する職務を担っている。

○環境マネジメントシステム

事業組織が自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画、実行、評価し継続的に改善していく仕組みのこと。国際的な規格として、ISO14000シリーズが定められている。

○空間放射線量

放射線は、物質を通り抜ける性質や原子を電離する性質を持っており、その性質の違いにより、アルファ線（ヘリウム原子核）、ベータ線（電子）、ガンマ線（電磁波）等の種類に分かれている。市や各自治体等で測定している空間放射線量は、地面などから放出されているガンマ線を計測している。

○グリーン購入

素材から製造、廃棄にいたる様々な部分で有害性や資源消費などの環境への負荷が低減された製品を優先的に購入すること。

○光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽からの紫外線を吸収して光化学反応で生成された酸化性物質の総称。光化学スモッグの発生する原因であり、粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物など植物にも影響を与える。

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路（終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く）のことをいう。

○上野三碑

上野国に存在する、山上碑（やまのうえひ）、多胡碑（たごひ）、金井沢碑（かないざわひ）の3つの石碑のこと。古代の石碑のなかで最古の石碑群であり、いずれも国の特別史跡に指定されており、平成29年にはユネスコ「世界の記憶」に登録された。

○ごみ分別アプリ

資源物やごみの分別方法や収集日などについて確認できるスマートフォン向けアプリケーションのこと。無料で使用が可能。

【さ行】

○再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーの総称。太陽光や地熱、水力、風力、バイオマス等がある。

○雑がみ

家庭から排出される古紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもののこと。

○里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念のこと。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定められた20種の廃棄物及び輸入された廃棄物のこと。

○酸性雨

化石燃料の燃焼などで生じた硫黄酸化物や窒素酸化物を取り込んだ酸性の雨のこと。通常の雨は大気中の二酸化炭素により若干の酸性（pH5.6程度）を示し、これより酸性の強い雨が酸性雨と呼ばれる。

○CO₂（二酸化炭素）吸収源

森林を構成する1本1本の木は大気中の二酸化炭素を吸収して光合成を行い、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えるため、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしている。

○COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤によって酸化するのに消費される酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。湖沼の水質の代表的な指標として用いられる。

○次世代自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車。ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）、水素と酸素の化学反応で発電して走る燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車がある。

○循環型社会

ごみをなるべく出さず、できるだけ資源として使い、使えないごみはきちんと処分を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

○浄化槽

生活雑排水を微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。新設の場合は、し尿だけでなく台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理する合併処理浄化槽の設置の義務づけがされており、し尿のみで生活雑排水は処理できない単独処理浄化槽を設置している場合は取り替えることが努力義務とされている。

○小水力発電

比較的小規模な水力発電の総称。小規模なため比較的初期投資が少なく、生態系に大規模な影響を与えない利点がある。近年、技術開発により発電機の効率化、低コスト化が進んだことや、農業用水路など既存の施設を利用し設置費用が安価に済むことから、注目されている。

○食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食料資源の効率性や環境負荷の観点から問題とされる。

○水源かん養林

森林の持つ保水能力や水質浄化機能を生かし、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林のこと。

○生物多様性

全ての生物の間に違いがあること。生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つの階層で多様性が捉えられる。

【た行】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで生成される。主な発生源としては、廃棄物焼却炉などがある。

○代替フロン

オゾン層を破壊するフロンガスの代わりとして半導体の製造過程や冷蔵庫、エアコンなどに利用されている物質で、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）等の総称。二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温室効果があるため、1997年（平成9年）12月の地球温暖化防止京都会議により削減の対象となっている。

○太陽光発電

再生可能な地産地消エネルギーとしての豊富な太陽エネルギー利用を促進する有望な技術のひとつ。本市の公共施設では、平成15年から太陽光発電設備の導入を進めている。

○たかさき学校 ISO

ISO14001の考え方を活用し、学校における身近な実践行動を中心に、児童と教職員が一緒になり環境に関する学習や取り組みを行うもの。

○高崎市環境保健協議会

健康増進及び生活環境向上のために設立された団体。自主的な地域活動を推進するとともに、相互の連携による取組み及び意識の啓発を通じ、豊かな自然と調和した美しく健全な郷土高崎を未来へ継承していくことを目的としている。市内529町内より選出された環境保健支部長により組織される。

○高崎市緊急創生プラン

平成28年3月に策定された、高崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略のこと。少子高齢化・人口減少という課題に的確に対応し、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的としている。

○低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会であり、気候変動の安定化をめざした社会のこと。

○特定外来生物

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、またはそのおそれがあるものの中から指定された生物のこと。

○都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。なお、都市計画区域とは、都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域であり、県知事が指定する。

【な行】

○二酸化硫黄

二酸化硫黄は亜硫酸ガスとも呼ばれ、無色で刺激臭のあるガスで、高濃度の場合には植物が枯れたり、人の呼吸機能に影響を及ぼす。重油や石炭など硫黄分を含有する燃料の燃焼で発生し、酸性雨や湖沼の酸性化の原因の一つとなっている。主な発生源としては、工場のボイラーや加熱炉の重油燃焼施設などの固定発生源であり、自然界では火山ガスなどに含まれている。

○二酸化窒素

二酸化窒素は赤褐色で刺激性のある気体で、一酸化窒素と比べて毒性が強く、吸入すると肺深部及び毛細血管まで進入し、肺気腫を起こすことがある。また、光化学オキシダントの原因物質としても作用する。ボイラーや金属加熱炉などの固定発生源や、自動車などの移動発生源のほかに、一般家庭の暖房などからも発生する。なお、窒素酸化物とは一酸化窒素と二酸化窒素の総称である。

【は行】

○廃棄物減量等推進員

市が行う廃棄物減量化施策などについて排出者への指導啓発や再生利用の促進などの協力活動を行うために置かれる推進員のこと。高崎、箕郷、群馬、新町地域の町内において、町内会ごとに一人、推進員として委嘱される。

○PM2.5

直径 2.5 マイクロメートル以下の微粒子のこと。粒子径が小さいため、肺の奥まで達し、沈着する可能性が高く、ぜんそくや肺がんなど人体への影響が懸念される。

○BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物が水中の有機物を生物化学的に分解するために必要な酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質の代表的な指標として用いられる。

○PCB（ポリ塩化ビフェニル）

耐熱性、電気絶縁性に優れた化学物質として、主にトランス油、コンデンサーなどの電気絶縁油などに用いられていた物質。環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、製造及び輸入が原則禁止された。

○浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が10マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質（SPM）といい、呼吸により、気管や肺に入りやすいことから、咳、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。燃焼施設を持つ工場等の固定発生源からのばいじんや粉じん、自動車の排出ガス（特にディーゼル車の排出ガス）が主な発生源になる。

○放射性物質

放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。

【や行】

○ユネスコ「世界の記憶」

世界歴史に重大な影響をもつ事件・時代・場所・人物・主題・形態・社会的価値を持った記録物を対象として登録するユネスコの事業のこと。世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とされる。

【ら行】

○リデュース

ものを無駄なく使い、捨てる部分を減らすこと。

○リユース

不具合を直したり、人に譲ったりして、不用品を再び利用すること。

○リサイクル

廃棄されるものを原料や材料、燃料として再生すること。



令和2年版（2020年版） たかさき環境白書

令和3年（2021年）3月発行

発行 高崎市

編集 高崎市 環境部 環境政策課

〒370 - 8501

群馬県高崎市高松町35番地1

TEL : 027 - 321 - 1251

E-mail : kankyoushou@city.takasaki.gunma.jp

この紙には、古紙が含まれています。